

令和6年加美町議会第4回定例会会議録第4号

令和6年12月6日（金曜日）

出席議員（17名）

1 番	尾 出 弘 子 君	2 番	佐々木 弘 毅 君
3 番	柳 川 文 俊 君	4 番	味 上 庄一郎 君
5 番	早 坂 伊佐雄 君	6 番	高 橋 聡 輔 君
7 番	三 浦 又 英 君	8 番	伊 藤 由 子 君
9 番	木 村 哲 夫 君	10 番	三 浦 英 典 君
11 番	沼 田 雄 哉 君	12 番	一 條 寛 君
13 番	伊 藤 信 行 君	14 番	佐 藤 善 一 君
15 番	米 木 正 二 君	16 番	伊 藤 淳 君
17 番	早 坂 忠 幸 君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長	石 山 敬 貴 君
副 町 長	千 葉 伸 君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐々木 実 君
危機管理室長	佐々木 功 君
企画財政課長	内 海 茂 君
行政経営推進課長 兼新庁舎整備室長	庄 司 一 彦 君
ひと・しごと推進課長	橋 本 幸 文 君
町 民 課 長	伊 藤 一 衛 君
地球温暖化対策室長	早 坂 卓 君
税 務 課 長	猪 股 良 幸 君
農 林 課 長	尾 形 一 浩 君
農業振興対策室長	我孫子 裕 二 君

森 林 整 備 対 策 室 長	後 藤 勉 君
商 工 観 光 課 長	阿 部 正 志 君
建 設 課 長	村 山 昭 博 君
保 健 福 祉 課 長	森 田 和 紀 君
地域包括支援センター所長	川 熊 裕 二 君
こ ど も 家 庭 課 長	鎌 田 征 君
上 下 水 道 課 長	塩 田 雅 史 君
会計管理者兼会計課長	相 澤 栄 悦 君
小 野 田 支 所 長	齋 藤 純 君
宮 崎 支 所 長	鎌 田 裕 之 君
総 務 課 課 長 補 佐	内 出 泰 照 君
教 育 長	鎌 田 稔 君
教 育 総 務 課 長	遠 藤 伸 一 君
学校教育環境整備推進室長	渡 辺 信 行 君
生 涯 学 習 課 長	浅 野 仁 君
農 業 委 員 会 会 長	板 垣 文 一 君
農業委員会事務局長	佐 藤 登志子 君
代 表 監 査 委 員	田 中 正 志 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	青 木 成 義 君
次長兼議事調査係長	尾 形 智 弘 君
主 幹 兼 総 務 係 長	渡 邊 和 美 君
主 事	今 野 寿 弥 君

議事日程 第4号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

第 3 報告第14号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

- 第 4 議案第 6 8 号 加美町上下水道運営審議会条例の制定について
- 第 5 議案第 6 9 号 加美町表彰条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 0 号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第 7 1 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）
- 第 8 議案第 7 2 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）
- 第 9 議案第 7 3 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）
- 第 1 0 議案第 7 4 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）
- 第 1 1 議案第 7 5 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）
- 第 1 2 議案第 7 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）
- 第 1 3 議案第 7 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）
- 第 1 4 議案第 7 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）
- 第 1 5 議案第 7 9 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）
- 第 1 6 議案第 8 0 号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）
- 第 1 7 議案第 8 1 号 令和 6 年度加美町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 第 1 8 議案第 8 2 号 令和 6 年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 1 9 議案第 8 3 号 令和 6 年度加美町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 0 議案第 8 4 号 令和 6 年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 1 議案第 8 5 号 令和 6 年度加美町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 第 2 2 議案第 8 6 号 令和 6 年度加美町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 第 2 3 議案第 8 7 号 加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 第 2 4 議案第 3 号 加美町議会委員会条例の一部改正について

第 2 5 議員派遣の件について

第 2 6 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 6 まで

午後１時００分 開議

○議長（早坂忠幸君） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（早坂忠幸君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、10番三浦英典君、11番沼田雄哉君を指名いたします。

日程第２ 一般質問

○議長（早坂忠幸君） 日程第２、一般質問を行います。

一般質問は、昨日に引き続き、通告のあった順序で行います。

それでは、通告13番、１番尾出弘子さんの一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔１番 尾出弘子君 登壇〕

○１番（尾出弘子君） では、今日は大綱２問、ボルダリング施設についてと庁舎建設についてお伺いします。

まず、ボルダリング施設について。

オリンピックでの活躍も目覚ましいスポーツクライミングですが、今ボルダリングが注目されていることから、以下の点について伺います。

１番、ボルダリングパークやくらいWALLについて、経営赤字の要因は何か。

２番、ボルダリングを学校教育の一環として利用できないか。

３番、インバウンド観光や温泉、カヌーとの組合せで体験込みのツアーに特化できないものか。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 本日も皆様よろしく願いいたします。

尾出議員からは、大綱１問目としまして、ボルダリング施設について、やくらいWALLについてのことになりますけれども、ご質問をいただきました。

大綱１点目、ボルダリング施設について、初めに、ボルダリングパークやくらいWALLの

経営状態についてお話しさせていただきたいと思います。

やくらいWALLは、平成30年度から営業を始め、今年度で7年が経過しました。指定管理者も専門的知識と熱意を持って経営に当たり、公式大会なども開催できる難易度の高いコースを有する施設ながら、大きな事故もなく運営することができております。

ご質問の経営状況についてですが、個人事業者の経営に関することかなりデリケートな部分も含まれますので、やくらいWALL経営者から許可を得た内容で答弁させていただきます。

ボルダリング競技は、平成30年度の施設開設当初は、全国的に競技人口は増え続け、東京オリンピックの効果などで競技人口の増加を期待しておりました。しかし、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響もあり、競技人口の増加が予想と反し、現状は全国的に廃業する施設が後を絶たない状況でございます。当施設も同じことが言え、経営を圧迫している大きな要因は、ボルダリング人口の低迷による利用者数の減と分析しております。開設当初と比較すると、令和5年度実績で、利用者数は開設当初の44%にとどまり、新規登録者数においては14%の実績となっております。令和4年度に利用料金体制の見直しを行っていましたが、減収分を埋めることができずにいる状況と伺っております。

続いて、2点目に関しましては、この後、教育長から答弁をいただきますが、先に3点目のインバウンド観光や温泉、カヌーと組み合わせた体験ツアーに特化した活用はできないかとの質問に回答させていただきます。

海外のボルダリング愛好者が、東京など首都圏のボルダリング施設を訪問している話は、ボルダリング関係者からは聞こえてまいります。加美町においても、ホールドの付け替え後に海外の方が訪問した実績はありますが、その要因は、指定管理者の人脈により、世界的に有名なホルダーの方が付け替えを手がけた効果と分析しています。外国人がボルダリングだけを目的に加美町を訪れる確率は低いと思いますが、インバウンドを含めた観光客誘致の商品として、カヌーやスノーシューなど、アウトドアスポーツとセットにした旅行商品は、加美町独自のツアー造成と思います。さらに、温泉を組み合わせることにより宿泊を伴わせるなど、滞在時間の延長につなげることは、PRの価値があると思いますので、町内観光関係者や旅行代理店などと協議していきたいと思っております。

私からは以上になります。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願ひいたします。

2 問目のボルダリング施設を学校教育の一環として活用できないかとの質問についてお答えします。

ボルダリングを学校教育活動の中に取り入れることを想定した場合、体育の授業や総合的な学習の時間、クラブ活動等での実施が考えられます。しかしながら、カリキュラム、コマ数の問題や施設までの移動、施設使用料等の費用の問題、教職員の指導、支援に必要な知識や技能、児童生徒の安全確保の問題、教育的効果等の課題を総合的に勘案すると、学校の教育活動では難しいのではないかと考えております。

施設の活用につきましては、地域クラブでの施設活用なども含め、どのような活動ができるかを探ってまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） ボルダリング施設の赤字の要因は、電気料を加美町振興公社に払うことになっておりますが、かなり高額であったと聞いています。そこで、小さいメーターをつけるなど各施設ごとの電気料金を算定するなどの配慮はできなかったのでしょうか、お伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。今日もよろしくお願いいたします。

ただいま尾出議員からのご質問でございます。ボルダリング施設に対して、電気料の子メーターという形だと思いますが、そういうのをつけられないかということでございましたが、建設当初、そのような協議もさせていただいたところはございますが、結果としましては、メーターをつけずに定額で料金を振興公社に納めるという形で話が決まったと記憶してございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1 番（尾出弘子君） では、FIRST ASCENT JAPAN、ボルダリングの業者ですけれども、そこに支払っている指定管理料は適切とお考えですか。その根拠をお示してください。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ボルダリング施設、やくらいWALLの指定管理料についてお答えさせていただきます。

令和6年度の指定管理料でございますが、税込みで700万円になります。700万円の根拠でございますが、運営経費の中の人件費と光熱水費、こちらに充当するという内容を考慮しての金額という形でございますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 実際には、やはり電気料が高騰して、大変苦勞しているという話を業者から聞きました。ですので、この辺をもうちょっと後でまた話しますけれども、加味した指定管理料をお願いしたいと思います。

それから、この施設を整備するに当たり、国からの補助金の名称と金額を教えてください。

また、ほかの企業や団体へ移譲や売却などをする場合には、補助金が入った施設の取扱いに何か制限があるのか教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。ただいまのご質問の内容に回答させていただきます。

まず、ボルダリング施設を建設したときの補助金の名称と金額について回答させていただきます。補助金の名称は、平成29年度の地方創生拠点整備交付金、事業名がスポーツツーリズム拠点施設整備事業でございます。補助金の金額に関しましては、1,183万円を頂いておりますので、よろしくお願いいたします。

また、2つ目のボルダリング施設の内容でございますが、補助事業の事業主が地方公共団体という形ですので、財産処分の承認基準を基に回答させていただきます。

建築後、10年を基準に財産処分の基準が定められております。まず、10年経過前の転用、無償譲渡、有償譲渡に関しましては、補助金の返還があります。10年経過後の転用と無償譲渡に関しましては、補助金の返還はございません。ただ、10年経過後でも、有償譲渡の場合は補助金の返還の該当になる可能性がございます。このように定められてはおりますが、ボルダリング施設の場合、建物は菓菜の総合交流ターミナル施設を活用させていただいて、平成30年度にオープンさせていただいております。補助金の内容が、ボルダリングの壁ですとか、マットの購入ですとか、そちらを整備した事業内容のため、回答した財産処分の承認基準が果たしてマッチしているかどうか、その辺は国とのやり取りが必要になってくると思います。

また、補助金返還となった場合の返還額の計算の基準でございますが、こちらは減価償却資産の耐用年数などに関する省令が基準となり、計算されることになると想定されます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） ありがとうございます。

いろいろな体験学習の場合は、このやくらいWALLでは使用料金を取らずにやっていると聞きました。もし教育委員会に関わる体験レッスンであれば、それは使用料を払うべきであり、また指定管理料にその分を上乗せするなどの対応が必要と考えますが、町長の考えを伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 教育関係ですが、私から答えさせていただいております。

どうでしょう、ちょっとそこら辺の詳細、調べてみないと分かりませんが、先ほども私冒頭に言いましたが、経営者のデリケートな部分にも入りますから、ちょっと丸っこくしかお話しできませんが、様々な部分でこの期間、経営者の方と私たちもいろいろと今の現状について相談も受け、アドバイスもさせていただいている状況でございます。今も含めまして、もう一度お話を整理させていただいて、指定料に上積みするかどうかは別としても、その使用ごとに、または料金を払うといったようなことに関しても、少し預からせていただいて検討させていただければと思っております。

ただ、先ほど教育長からも答弁があったとおり、私もどのくらい各学校、または学校として使用しているのかといったような頻度もちょっと今分かりかねますので、今ご意見をいただいたといったようなところでとどめさせていただければと思います。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 確かにやくらいWALLを学校関係で使うときは、交通手段の問題とかもあると思います。ただ、今ボルダリングはすごく注目されていて、ボルダリングは全身運動であり、体力向上にもつながり、様々なルートがあるため、どの子どもも自分の能力に合わせてコースを選び、作戦を練り、失敗を重ねながら、成功体験を繰り返すことで、心技体を磨くスポーツとなっております。東京都港区では、ボルダリングは体力だけでなく、子どもの考える力を磨くとして、全小学校と幼稚園にボルダリングウォールを設置するそうです。もう設置している学校もあると思います。

加美町にはボルダリング施設があるのですから、これを利用しない手はないと思います。ボルダリングの教育的効果について、教育長に先ほどお話しいただきましたが、改めてどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先ほど申し上げましたとおり、授業での活用はなかなか難しいと思います。

今、尾出議員のお話にあったように、様々な効果もあるという中で、行事、あるいは特別活

動、あるいは地域クラブの中でどのような活動ができるのか、そういうところでいろいろ探って実施できるかどうかも含めて、いろいろ考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 私は、ボルダリング施設を活用することは、加美町のユニークな教育として脚光を浴びるのではないかと考えております。

また、一昨年、クライミングの国体選手がやくらいWALLから誕生したことをご存じでしょうか。加美町の人づくりだけでなく、宮城県のクライミングの発展にも貢献していることを踏まえて、ボルダリングを推進していく必要があると考えます。町長、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） それでは、最初に町長。

○町長（石山敬貴君） 尾出議員のボルダリングに対する思い、重々伝わってまいりますので、少なくとも一方で、今現在指定管理をお願いしている経営主とも、運営とも少し密に、どういうやり方があるのか話し合っているところがございますので、そのことも踏まえまして、今の尾出議員のご意見賜りました。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 先ほども申し上げましたけれども、地域クラブ等で、加美町の特色ある施設を利用した活動ということで、指導者とかいろいろ課題はあるかもしれませんが、地域クラブの中での活用ということは考えられるのかなと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 先般、加美町国際交流協会でボルダリングの体験会を行い、加美町に住むインドネシアの方3名が参加し、楽しまれ、大変盛り上がったとの報告を受けました。このように、加美町在住のより多くの外国人に体験してもらい、SNSに発信してもらうなど、また春から秋は自転車とカヌーとボルダリングを絡めた体験プログラム、冬は雪遊びとボルダリングなど、インバウンドの誘致に生かすことを提案します。ぜひあるものを生かした斬新なアイデアで加美町の活性化を図ってほしいと思います。

やくらいWALLは全天候型の施設であり、有効活用することで教育力の向上や観光振興に寄与できると思います。ぜひ施設の存続に向け取り組んでいただくよう要望します。

では、次に庁舎建設について。

物価高騰、資材費高騰、人件費高騰の現状では、計画していると通りの庁舎建設ができるの

か不安があります。町民はお金をかけない庁舎建設を望んでいます。そこで、次の点について伺います。

1、資材高騰により建設価格を増加した場合、町の借金が増えることが予想されるが、財政に影響はないのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 大綱2点目、庁舎建設についてご質問いただきました。お答えさせていただきます。

議員ご質問のとおり、様々な分野において、物価や人件費の上昇が進んでいるのが今の日本の現状でございます。令和4年度に試算した新庁舎建設に関わる概算事業費では、32億3,000万円を想定しておりますが、現在実施している基本設計や令和7年度に行う実施計画の段階においては、総事業費が増すことを覚悟しなければならない状況であると捉えております。このようなことから、これまで町政懇談会で説明してきましたスケジュールどおり、合併特例債の発行期限であります令和10年度の完了をミッションに遂行していく考えでございます。

庁舎建設事業においては、起債対象事業費の9割を充当することができる合併特例債及び庁舎整備基金を最大限活用することで、事業期間中の一般財源の負担を軽減し、町政運営に影響を及ぼさないように努めることとしております。

また、合併特例債については、後年度に発生する償還負担額の7割を普通交付税の基準財政需要額に算入することができるため、一般財源の負担軽減を図ることができるものでございます。しかしながら、新庁舎整備につきましては、大規模な起債事業となることから、一時的にも地方債残高は増加することが見込まれるため、引き続き行財政改革や財政健全化の着実な実行と効率的な行財政運営に努めるとともに、今後も歳出の抑制、財源の確保を図りながら、長期的に安定した財政運営に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 気仙沼市の庁舎建設は入札が不調となり、約26億円追加となった事例にもあるとおり、資材高騰、働き方改革での残業・休日出勤ができない問題など、工事現場の状況も大変厳しいものがあります。当初の予定をはるかに超えて建設費用50億円ともささやかれています。

町では、新庁舎は32億円の予算で建設するとの説明をしていましたが、資材高騰を理由に建設費用を増やすことには断固反対します。人口が減少し、交付税の減少が明らかな状況にあっ

て、新庁舎建設に多額の費用をかけることは許されません。町民も物価高騰、ガソリン、電気代も上がり、生活が厳しい中、何で庁舎建設しなければならないのかという人の声が日増しに増えています。町長に当初投票した人でもその声は出ております。暮らしに余裕がなくなるほど、この声はどんどん大きくなると思います。

そもそも合併特例債は借金だということを町民は理解していないと思います。恥ずかしながら私も返済の仕組みをよく理解せず、合併特例債の3割を返せばよいと考えていました。あたかもバラ色の合併特例債という感覚でしたが、とんでもありません。3年間の据置きがあるとして、4年目からは、まずは借りた特例債を、利息をつけて払います。後で7割が交付税として入りますが、そのこのところの話は鳴瀬地区の町政懇談会では出ませんでした。このことについて、町長はどうお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

すみません、冒頭の50億円がささやかれているというのは、ちょっと分かりません。何もこちらのほうで……、まあ、臆測として言っている方がいるということなのか、ちょっと分からないのですけれども、全然事業費については幾ら上がるとか、何ぼかかるというのはまだ言っていないので、今まさに基本設計やっている最中ですので、その辺あらかじめご了承いただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、あと議員からも気仙沼市の例、約80億円が、26億円ぐらいでしたか、高騰しているという、それは私も確認しました。庁舎の規模がかなり我々の規模よりも倍ぐらい……、倍できないですね、すみません。本当に2倍、3倍程度になるので、ちょっとその辺の比較は分からないのですけれども、確におっしゃったとおり、高騰というのは皆様がお見込みのとおりでございます。我々としましてもそういったこともありますので、事業費の財源内訳の中で合併特例債というものがございます。今のところ、発行見込額が22億円とか、24億円とか、その辺で見込んでおりますけれども、これがいずれ令和10年度までですので、増額というものを捉えたときには、やはり合併特例債の発行できる限度額というものがありますので、なるべく合併特例債が使える予算規模以内では、その増額を抑えたいという思いはあります。ここで幾らというのは申し上げられませんが、いずれ対象として、合併特例債が充当できる範囲内の事業費では終わらせたいというところでございます。

あと、将来の負担というところもありますけれども、やっぱり今の庁舎が耐用年数まで七、八年、あと小野田庁舎も10年ちょっと、あと宮崎支所は20年以上ありますけれども、いずれそ

ういった時期には、将来のために新庁舎というのはやはり必要です。その頃には、そういった借金といたしますか、7割充当できる、交付税で返ってくるという予算は、恐らく今のところはありませんので、逆に将来のために負担が出てくると思います。ですから、冒頭で町長が申し上げましたとおり、我々の任務としましては、令和10年度の予算での完了を目指して今進めているというところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 今のお話をぜひ守っていただいて、建設費用が高騰というか、増さないように、ぜひぜひお願いいたします。

定例会初日の伊藤由子議員の発言にもありましたが、予算内で収めるべく、ダウンサイジングして知恵を絞り、今のうちからデザインもコンパクトに変えるべきです。不要なものを決め、予算内に収めるべく、町長には政治生命をかけて取り組んでいただきたいと思います。

一極集中ではなく、宮崎支所にはエレベーターもあり、議会と教育委員会、小野田支所は文書庫の機能など、とにかく再検討していただきたいと思います。地域の過疎化が進まないためにも必要なのではないのでしょうか。町長の意見を伺います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

以前、尾出議員にも前の議会の際に、庁舎問題に関しましてご質問いただきました。そのときも答弁させていただいておりますけれども、コンパクトといたしますか、いわゆるごたごたという形のお金がかかるようなものは、実際修繕とかが大変になったり、そしてまた建築費用が増したりといったようなことになります。今回、建てる現代的なというか、今の施工になってきますから、70年から80年もつような庁舎にすることが、コストを逆に下げることに繋がってくるかと思います。ですので、形はシンプルに、そして機能は充実してといったようなことを考えていくことが大切かなとまず思っております。

また、柳川議員の質問にも答える形でお話しさせていただきました。確かに宮崎支所には教育委員会と生涯学習課、ここには議会と農業委員会と置いております。実はこのような担当課が離れていることによるコストパフォーマンスの悪さというものを、私もこの1年3か月余り経験しております。例えば、今はもちろんこれからはオンライン決裁というようなことも増えてまいるわけですが、例えば私の決裁を求めに、宮崎支所から車を走らせて職員がやってきて、そして私に実は会えなくて、判こを押されずに帰ってしまうといったようなこと、こ

れは本当に一例ですけれども、こういうのもやはり不便なところがあるなと私も実感していることでございます。

もちろんお約束どおり、今後同時に支所機能、両支所機能をどのようにして、住民の皆様にご迷惑をかけないように、より利便性を高めるかということをしつかりと検討しつつも、やはり担当課は集合させていただいたほうが、これもまた行財政改革、財政的な負担を減らすという意味、または行政的な効率を高めるといったようなことにつながると思っておりますので、ご理解の段よろしく願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） でも、町長おっしゃるとおり、一極集中はコスパがいいかもしれませんが、住んでいる住民にとっては、小野田と宮崎が取り残されてるような感覚になると思うのです。ましてや、次の世代の人が中新田地区しか分からないで、小野田、宮崎の町なかを歩くということがなければ、やっぱり加美町は一つと言っていましたけれども、中新田だけが繁栄するような、そんな感覚になったら、それもまずいと思うのです。小野田、宮崎の人は、やっぱり支所があるとはいえ、そういう機能がないということはすごく寂しいことだと思いますし、近隣の飲食店とか、そういうところからお弁当を取ったりとか、少なくともそういう経済には貢献しているわけですから、そのところももうちょっと考えてみてほしいと思います。

人口減少に伴い地方交付税も減り、103万円の壁で住民税や交付税が減少する可能性もある中で、新庁舎建設に多額の借金をすべきではありません。新庁舎建設はできるだけコンパクトに財政負担を軽減すべきであります。かなりの借金を抱える新庁舎建設になる場合は、町長をはじめ、三役、議員、職員の給料カットを続けるなど、身を切る覚悟で取り組むべきです。このことについて、町長の意見をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。覚悟を持てといったような尾出議員のご激励かと思っております。

私も就任以来20%、副町長も10%、教育長も5%のカットでこれまでやってまいりました。議員の皆様は、これは議会のことだから何も言いませんが、職員は私カットするべきではないと思っておりますけれども、そのような気持ちでできるだけ住民の、もちろん合併特例債を使っていくことが、財政的に最もこの町にとって負担が少ないといったこと、これ自明のことですから、この辺はお分かりいただけるかと思っておりますけれども、これを逃してしまったら、全て将来やはり建てなければいけなくなったと令和10年以降になった場合は、それこそさらに物価

が高騰していると想定されますので、今32億円のもの、もしかしたら100億円になる、これは推定ですからね、なるかもしれません。もし加美町の未来の人たちに、それをやっぱり建てなければいけなかったと、何であのときに建てなかったんだと言われることもあるかもしれません。

ですから、私は何度も言いますけれども、しっかりと今尾出議員が言ってくださったような、できるだけコストを下げるようなことも考えつつ、そしてしっかりと合併特例債という使えるチャンスを生かしながら、新庁舎建設をしっかりとやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 私は別に庁舎を建てるなどとは言っておりません。合併特例債の範囲内で、32億円で収めてほしいと申し上げております。ですから、それ以上の借金は増やさないでほしいということなんですよね。

それと、職員の給料はカットしないと町長おっしゃいましたけれども、ほかの自治体のテレビのニュース番組とかを見ると、財源がないからということで町長自ら説得し、住民を説得し、そういうことで職員の給料も、議員の給料も、町長、三役の給料もカットしているというところが多々ございますので、やはりあまりにもひどく借金が増えた場合は、それぐらいの覚悟でやっていただきたいという思いでおります。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） もちろんそうならないようにしなければいけませんし、誤解をいたさないようにしてほしいのですが、確かに加美町はそんな裕福な町ではございませんが、今職員の給料云々とかというようなことほど貧しい町でもございませんので、そこは財政のほうもしっかりと努めながら、尾出議員がご心配するの分かります。私も今回の資材高騰というのは、実は共通の思いです。この状況におきまして、やはり気仙沼市のこととかあります。町民の皆さんもご心配いただいていることも分かります。ですが、そこら辺もしっかりとみんな、特に新庁舎整備室長も含めて、そこら辺のことを念頭に入れながら進めていきたいということでございます。

あと、もし勘違いされていなかったらですが、合併特例債の残りの額が32億円ではございませんので、その辺のことはご承知おきいただければと思います。ありがとうございます。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） いろいろな基金とかからもお金を引き出すということもあるかとは思

ますけれども、32億円で建設しますということは、町政懇談会で町長が言ってきたことだと思うのですけれども、ただあと私が危惧しているのは、資材が高騰したから仕方ないよねと言って、安易にその金額を上げてほしくないということなんです。やっぱり仕方ないではなく、その32億円なら32億に収める、抑えるという努力が必要だと思うのです。そこを私は強く主張したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） これも尾出議員にちょっとここでお伝えしますけれども、私の言葉が足りなかったら申し訳ありませんが、謝罪申し上げます。

令和4年の時点で、大体今の担当課を全て入る人員配置をしたときに4,800平方メートルですよね。4,800平方メートルの床面積でといったような、建築のまず基準点が決まっております。そうしたときに、昨年の令和5年2月頃の試算におきまして、当時の4,800平方メートルという適正規模に対して、当時の、去年の試算で32億円といったような試算を出したわけで、32億円で造るという話ではございません。ですから、私も町政懇談会で必ず言ってきたのは、令和5年2月の試算でという言葉を使わせていただいておりますので、32億円という数値が先にあったものではありません。だからといって、無限大にするということではありませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） 半分ちょっと納得いかないところもあるのですけれども、何かもう先に庁舎ありきで、前からのそういう資料を基に計算されたんではないのかなという気もしておりますし、その辺をまた調べて追及したいと思います。今日はこれで終わります。（発言あり）では、お願いします。

○議長（早坂忠幸君） 新庁舎整備室長。

○行政経営推進課長兼新庁舎整備室長（庄司一彦君） 新庁舎整備室長でございます。

先ほどの町長の回答で、令和4年2月段階での試算で、あくまでも試算でございます。それで32億数千万円ということで、昨年度も、それから今年度のせんだって終了しました町政懇談会でも説明させていただいております。

ただ、その中でもやはり物価高騰に対するというご質問をいただいた地区もありました。今回のご回答と同じように、もう事業費高騰というのは、このような状況の中で避けられない状況だと捉えておりますということで、私回答しております。ただ、その増額につきましては、今まさに基本設計やっている段階ですので、ちょっとまだどうのこうのと言える段階ではござ

いません。ただ、そういった状況ですので、どこまでも、先ほど議員がおっしゃったように、資材が高くなったからとか、そういったことではなくて、それはなるべくコスト削減には努めてまいります。

あと、とにかく合併特例債が、先ほども32億円ということではなくて、とにかく財政的に、将来的に負担にならないためにも、合併特例債の発行額が今よりも多くなるということも予想されますので、とにかく合併特例債が発行できる上限以上には建設費が、事業費が暴騰しないように努力していきたいというところで、今のところ進めている段階でございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 尾出弘子さん。

○1番（尾出弘子君） では、必ず、物価高騰でも建設費を削減できるように頑張ってくださいと思います。

これで私の質問は終わります。

○議長（早坂忠幸君） 以上をもちまして、1番尾出弘子さんの一般質問は終了いたしました。

暫時休憩します。13時55分まで。

午後1時45分 休憩

午後1時55分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

次に、通告14番、15番米木正二君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔15番 米木正二君 登壇〕

○15番（米木正二君） 私はこれから一般質問いたしますけれども、本年最後の一般質問となりました。締めくくりにふさわしい質問になるように思いの丈を申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。

大綱1つとして、スポーツによるまちづくりについてということであります。

スポーツによるまちづくりとは、スポーツ自体を楽しむこと、振興することに加えて、そうしたスポーツの力、楽しさ、あるいは感動や共感など積極的に活用して、地域の様々な課題、少子高齢化、住民の健康増進、活性化などを解決し、地方創生・まちづくりを実現することを意味いたします。

本町では、現在、第二次加美町スポーツ推進基本計画の中間見直しを行っておりますが、そうした視点に立った、スポーツや健康を主軸としたまちづくりを今後どのように進めていくの

か、所見を伺うものであります。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

〔教育長 鎌田 稔君 登壇〕

○教育長（鎌田 稔君） よろしくお願ひいたします。

大綱1点、スポーツによるまちづくりについてお答えいたします。

初めに、第二次加美町スポーツ推進基本計画の中間見直しの状況などの観点からお答えいたします。

平成23年にスポーツ振興法が全部改正され、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利という理念の下、スポーツ基本法が制定されました。同法第10条では、市町村の教育委員会は、スポーツ推進計画を策定し推進するよう努めることとなっており、加美町においても「誰もが」「いつでも」「どこでも」「いつまでも」を合い言葉に、生涯スポーツ社会の実現を目指した加美町スポーツ振興基本計画が策定されました。さらに、令和2年には内容を大きく見直し、町民による自立した運動やスポーツ活動が活性化するような新しい仕組みづくりを目指し、第二次加美町スポーツ推進基本計画が策定されました。現在、第二次後期5年間の令和7年度から令和11年度の中間見直しを行うため、推進委員会の方々と内容の精査、検討を進めているところであります。

基本的には、体を動かすことを楽しみ、健康で豊かな生活を送れるよう、スポーツ実施率65%の実現を目指した第二次計画を継承し、国の目標と同じく、スポーツ実施率70%を目指します。また、生涯スポーツの普及啓発に努めるとともに、スポーツ担当課にとどまらず、様々な部局、団体、住民が生涯スポーツに主体的に関わり、7つの推進施策の実現に向け、協力し、進めることとしております。

なお、まちづくりの観点につきましては、町長から答弁いたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

〔町長 石山敬貴君 登壇〕

○町長（石山敬貴君） 米木議員からは、スポーツによるまちづくりについて、私から、今の教育長の答弁に引き続きまして、スポーツや健康を主軸としたまちづくりについての所見はいかにとの観点からお答えさせていただきます。

スポーツによるまちづくりにつきましては、これまでも総合計画の施策として掲げてきており、第一次総合計画では、スポーツレクリエーションの充実、第二次総合計画では生涯スポー

ツの充実として取り組んできたところでございます。また、現在策定している第三次総合計画におきましても、基本構想において、生涯を通じた教育環境の充実を図っていくこととしております。

一般の少子高齢化に伴う人口減少社会の中で、町の課題の解消を行っていくためには、第三次総合計画においても継続して生涯スポーツの充実を掲げ、スポーツレクリエーションの普及と地域コミュニティ及び健康づくりを推進し、町民が一層スポーツを親しめるようなまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

また、健康増進にフォーカスしますと、加美町第三期健康増進計画において、「1日の歩数を増やしましょう」「歩こうあと15分」「今より1,500歩増やそう」をキャッチフレーズに運動を推進しています。具体的な取組としては、各種集会において、健康運動指導士による講話や実技指導や日常生活の中でできる軽運動などを紹介しております。また、健診結果説明会時には、運動の効果啓発やパンフレットを用いて実技紹介を行いました。

現状においては、1日の歩数が6,000歩以上の人の割合が15.6%、日常生活において歩行または同等の身体活動を1日1時間以上実施している人の割合は41.8%と、宮城県平均53.9%よりも低い状況です。

今年の5月には、京都府立医科大学より1日に9,000歩以上を目標にして歩くことで、健康寿命の延伸につながるという発表も出されております。これらを踏まえ、運動推進のため、体育施設やNPOなどで実施している事業の紹介、歩数計、これは昨日佐々木議員よりも大河原町長のことでご紹介いただきましたけれども、歩数計やデジタルアプリ活用など、個人がやりがいを感じ、継続できる取組の支援を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それでは、再質問したいと思います。

現在、加美町では第二次加美町スポーツ推進基本計画の中間見直しを進めています。そうした中で、スポーツ実施率65%の実現を目指すということを継続していくということですが、これまでの加美町の町民の現状を見ますと、スポーツに関心はあるが、実際はあまり運動やスポーツを行っていないという実態が表れています。

そこで、最初に学校での取組についてお伺いいたしますけれども、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果によりますと、保健体育の授業以外の時間に運動習慣を確立するための取組をしている学校は、取組をしていない学校に比べて、体力合計点は男女とも高かったという

データがあります。一方、その取組をしていない学校の体力合計点は、男女とも全国平均を下回ったということの結果も出ておりますけれども、加美町の学校のまず実態はどうなっているのか、その辺をお伺いします。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 加美町での運動習慣の習慣化につながる学校での取組はということですけれども、昨日介護年齢という話が出ましたけれども、やっぱり幼児期から十代の運動量が介護年齢に関係しているというようなことはよく言われているところでありますけれども、そういう中で加美町では、学校教育の目標等重点施策の中に、健康な体の育成を掲げまして、健康な体づくり、基本的な生活習慣の定着、体力・運動能力の向上を図る学校体育という項目を掲げ、各小中学校で子どもたちの実態に合わせた取組をやっております。小学校では業間マラソン、あるいは体力づくり、また休み時間等は外に出て遊んだり、スポーツをするようにという啓発を呼びかけております。中学校においても、昼休みに体育館の開放で学年ごとに時間を割り振ったり、なるべく外で遊ぶようにという呼びかけもしているようではありますけれども、中学校では部活動で体力増強を図っているというのが現状のようです。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 加美町の小学校、中学校でのいろんな取組といたしますか、子どもたちの様子も今ちょっとお話いただきました。業間マラソンをやったり、体力づくりをやっているということですし、体育館の開放もやっているということではありますけれども、学校全体でそうした取組を継続的に実施することは、小中学生の男女全てに共通して体力向上を図る上で、私は大変重要であると思います。

そこで、本町で週3日以上、運動、スポーツを実施している児童生徒の割合はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 教育総務課長。

○教育総務課長（遠藤伸一君） 教育総務課長でございます。よろしくお願いします。

ただいまのご質問で、週3日以上、学校で何らかのスポーツ・運動をしている児童生徒の割合ということでございますけれども、体育の授業以外で申し上げますと、小学校であれば、各学校まちまちですけれども、平均しますと大体小学校平均で6割というような状況でございます。中学校ですと7割というような現状となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 加美町の現状について、今お話があったわけですがけれども、加美町の小学校で60%、中学校で70%ということですがけれども、全国的に見ますと、小学校の男子で75%以上、女子で50%以上、中学校男子で90%以上、女子で50%以上だと、体力合計点が顕著に高くなるという結果が出ています。ですから、やっぱり向上するため、あるいは改善を図るためには、例えば外部人材、地域のスポーツ指導者を活用するなど、子ども、生徒たちに運動に親しむきっかけづくりをしていくことが大事だと思いますけれども、このことについてどう思われますか。

○議長（早坂忠幸君） 教育長。

○教育長（鎌田 稔君） 外部人材の活用というところですがけれども、私立のこども園で体育指導員を仙台から派遣して、週に何回か子どもたちの指導をしているところに参加したこともありますけれども、専門的な指導者の下で、小学校でやっている以上の活動をしているという様子も見て、やっぱり専門的な指導者が学校あるいは園に入ることによって、その効果ははっきり表れてくるのかなと考えます。そういうところ、外部人材の活用につきましては、前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 例えば協力隊とか、スキルを持った方もおられますので、そういった方も対象にしながら、何とか検討していただきたいと思います。

次に、一般町民についてでありますけれども、前段で触れたような実態になっております。やっぱり運動習慣化には目的や意味づけも重要だと思います。

スポーツ基本法の前文を見ますと、スポーツは心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であると規定されております。

我が国の国民医療費は、令和5年度で約47.3兆円に達する中、スポーツを楽しみながら適切に継続することで、生活習慣病の予防・改善や介護予防を通じて健康寿命の延伸や、社会全体での医療費抑制への貢献が期待されます。

昨日、2番議員の質問の中で、本町の介護給付費が年間で32億円という報告がありまして、非常に驚いたわけでありますがけれども、そうしたことでスポーツ実施率65%、先ほど70%という数字も出ましたがけれども、それを目指すということであれば、スポーツをしていない町民に対して、身体活動の必要性の認識を深め、スポーツ活動を啓発する働きかけが必要だと思いますが、どのように取り組まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 生涯学習課です。よろしくお願いいたします。

スポーツ推進率65%を目指して、第二次スポーツ推進計画を策定しました。スポーツ教室や各地区での運動会、もしくは5種スポーツ大会やスポーツフェスティバル等展開してまいりましたが、しかしながら議員のご指摘のとおり、いまだにスポーツや運動が自分のライフスタイルに合わないと感じている方が少なからずいらっしゃるようです。そのため、今回の第二次総合スポーツ推進計画後期に関しては、競技スポーツだけではなく、基礎的体力をつけるようなスポーツであるとか、ストレス解消になるような心の改善につながるようなスポーツを気軽に体験していただくために、関係団体の連携を強化して、町民の皆様の動機づけや、プログラムの改善を関係団体と協力していきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 健康づくりについては、先ほどまで開催された町政懇談会の中でも、加美町の健康状況と健康づくり事業ということで、町民の意識の高揚と啓発を行っているということで、非常にいい取組だったなと思っています。

そうした中で、やはり中高年者など、自身の健康づくりなどの必要性を感じているものの、なかなか行動に移せない人もいると思うのです。そうした方々を対象として、運動、スポーツへの興味関心を喚起するための健康ポイント等のインセンティブ、これは目標を達成した報酬としての褒賞式運動スポーツプログラムでありますけれども、そうした取組も私は有効であると思います。多くの市町村でもこのことに取り組んでおりまして、国の支援策もあります。そうしたことで、その取組についてもどうなのか、その辺どうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、米木議員から、町政懇談会のときの話も出していただきました。今回の議会の中でもどこかで話をさせていただいていますけれども、加美町はいわゆる不健康寿命が長いと。健康じゃない期間が長いことが大きな問題であるといったこと、そしてやはり先ほどの冒頭の答弁でも私話をさせていただきましたし、昨日は佐々木議員からもご指摘あったとおり、まずスポーツまでいかなくても、歩くといったようなことが非常に効果的であるといったことが、最近実証されつつあるといったことでございます。しかしながら、健康にいいから皆さん歩いてくださいというようなことを言っても、なかなかそのメリットといったらいいのでしょうか、それを実感していただくまでには少しかかると。その動機づけといったようなことで、何らかのインセンティブを図れないものかといったようなことを今考えて、担当課に

研究させているところでございます。

ですから、恐らく今米木議員がおっしゃるスポーツのインセンティブというのも、大体似たような考えから来ているのかなと思ったところでございますけれども、やはり最初のきっかけづくりをどのようにしていくかということが重要なのではないかと考えております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 何年か前に加美町でもそういうポイント制度というか、健康ポイントということで何年か実施したことがありますけれども、もうやめてしまったということがございました。

それで、様々な事例があるわけですが、何点かちょっと紹介したいと思いますけれども、一つには、教育民生常任委員会で7月に北海道の東神楽町というところに視察に行きました。そこでもウォーキングラリーとか実施しておりまして、例えばウォーキングラリーなどのイベントに参加する場合に、期間中、会員の歩数ランキング、何人中第何位というか、そういうランキングを知ることができて、会員同士で歩数を競い合いながら楽しく運動できるというような事例がありました。また、町村対抗の歩数大決戦も行われているということでありまして、ゴール達成者には健康ポイントのほか、参加自治体の特産品が抽せんで当たるなど、趣向を凝らした取組が行われているということであります。

また、新潟県見附市では、高齢者が歩きたくなるような快適な歩行空間を整備しているということで、日々のウォーキングには1ポイント1円で使用できるポイントを付与すると。1年間で最大2万2,000ポイントまでということで、高齢者の歩行を促したということです。そして、このポイントは地元の商店街などで使用できる地域商品券に交換することができるということで、地域の活性化にもつながって、フリーデータですが、平成27年度の実績では576万円分のポイントが地域商品券に交換されたというような事例があります。そうしたことで、運動する方もメリットがある、商店街もメリットがあるということで、非常に地域の健康づくり、あるいは活性化にもつながっているという、そうした事例もありますので、やはり先進事例を参考にしながら取り組まれたほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 今、事例をご紹介いただきましてありがとうございます。先ほど、少し担当に、保健福祉課にですけれども、研究してもらっているというのは、まさに今のようない

例でして、確かに議員おっしゃるように、非常に健康にも皆さんが歩くことによってつながって、商店街の活性化にもつながるであろうといったような仕組みづくりというのは、非常に私自身としても魅力あるものと感じておりますが、いかんせん財政が絡むことになってくるかと思しますので、そこのところはこのくらいの答弁で今日は許していただければと思っております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それで、こういった取組に関しては、国の補助金があるのです。スポーツ庁が所管なのですけれども、そういった補助制度もありますので、研究していただいて、ぜひ取り組まれることを切望したいと思います。

それで、地方スポーツ振興費補助金とありますけれども、スポーツ庁で全国いっぱいあるのです。その補助金を活用して取り組まれた、ほとんどやっぱり健康ウォーキングが主であります。そうしたいい事例もありますので、ぜひ我が町でも取り組まれることを再度熱望したいと思います。

それから、スポーツによるまちづくりには3つの視点がございます。1つ目は、今質問いたしました、スポーツを通じた健康増進と心身形成と病気予防などの地域内住民向け、2つ目は、スポーツを活用した経済社会の活性化の地域外交流人口向け、3つ目は、自然と体を動かしてしまう楽しい町への転換、スポーツ関連ハード整備です。

そこで、2つ目のスポーツを活用した、経済社会の活性化について質問いたしたいと思します。代表的なものがスポーツツーリズムだと思います。このことについては、第二次加美町総合計画の中にも盛り込まれております。この第二次加美町総合計画、今第三次に向けて見直しをやっているということでもありますけれども、このように現況と課題の中に込められております。各種スポーツ大会は、鳴瀬川カヌーレーシング競技場や陶芸の里スポーツ公園をはじめとした町内のスポーツ施設で開催されています。今後もスポーツを通じた地域間の広がりや交流を基本とした大会の招致、宿泊施設などと連携したスポーツ合宿や各種スポーツ大会の誘致など、スポーツツーリズムの観点からの環境整備も視野に入れる必要がありますということ olacaktır。

また、そのことにつきまして、平成25年9月議会で私は質問いたしました。その際に、前の町長からは、取り組んでいくとの答弁があり、期待していたわけでもありますけれども、もう11年になりますけれども、取り組んだ様子が見られませんでした。検討されたのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。よろしくお願いいたします。

私から、今米木議員からご質問のありましたスポーツ、交流人口、経済の活性化、スポーツ大会など合わせての経済の活性化についてのご質問にお答えさせていただきます。

平成25年度の議会においての答弁、これからスポーツツーリズムに対して取り組んでいきますと回答しております。その後、どのように進んだかというご質問だと思います。平成25年度以降でございますが、まず商工観光課としまして、観光とスポーツを活用した事業の内容についてご紹介させていただきます。

まず、平成29年度になりますが、こちらはロードバイクなどを活用したツール・ド・347シートゥーサミットの事業の開催をスタートさせております。この大会に併せまして、ロードバイク、カヌー、スノーシューなどの貸出しを振興公社でも行いまして、公社の利活用、また宿泊施設、あと地域の活性化につなげようと思ひまして、事業を始めております。

併せまして、平成30年、1年後になりますが、幼児向けのストライダーのコースをセッティングさせていただきまして、ランニングバイクの大会を開催しております。この大会の開催に当たりまして、ランニングバイクの貸出しを開始しております。こちら振興公社の事業として貸出しをしておりますが、有料貸出しのほかにも、町内の私立幼稚園、あと町の幼稚園、保育園にもストライダーの貸出しを現在も行っており、この競技場の活用を促すようにしております。

続きまして、平成30年以降になりますが、先ほども尾出議員からご質問ありましたボルダリング施設の建設をしております。

また、商工観光課以外でも、鳴瀬川のアユ釣り大会、こちらもアウトドア中心になりますが、そういったスポーツ、フィッシングスポーツを活用した交流人口の増加などにも取り組まさせていただきますので、回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 今課長からは、これまでの取組について説明がありました。ツール・ド・347とか、シートゥーサミットとか、そういう事業をやられてきたというのも承知はしております。しかしながら、なかなか面とした広がりには欠けたのではないかと思います。

そうしたことで、再度私から提案したいのですけれども、本町には恵まれた施設がございます。陸上競技場、それからカヌー場、それから2つの総合体育館、2つのパークゴルフ場、それから2つの温泉、そうした他の自治体にはない、非常に魅力のある施設がたくさんございます。そして、恵まれた自然、そして音楽、豊富な食を組み合わせ、スポーツツーリズムに取

り組むことが、地域の活性化やまちづくりにつながるのではないかと考えますけれども、町長、そのことの取組について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。今ご指摘のように、加美町はあり過ぎるぐらいものがあります。すばらしいものです。カヌー競技場にしたり、ほかにありませんし、3種公認の陸上競技場だって、県北一円では唯一でございます。ということもありまして、大崎の中体連なんかでは、全て陸上競技場が使用されるようになってきているといったようなこと、これ間違いありません。

また、薬菜では先ほど課長が申したとおり、スノーシューであったりといったようなこと、先ほど尾出議員からあったボルダリング施設もそうです。ですから、この期間、様々なものがこの四半世紀の間、合併前からも含めまして整備されてきて、私は逆にあるものが、言葉悪いかもしれませんが、取っ散らかったような状態になっているのが今だと思っております。

ただ、その一方で足りないものというものも、私最近とみに感じているのが宿泊施設だと思っております。例えば陸上競技場にしても、体育館にしても、陶芸の里スポーツ公園にしても、あそこに仮に近場に宿泊施設があれば、学校単位の合宿で使いたいんだといったようなご意見も、私自身も直接いただいたことがございます。ですので、そのような観点から少しだけ手を入れることによって、かつ、あるものをもっととがらせてPRすることによって、私はスポーツツーリズムといったらいいのでしょうか、持っているスポーツ、既存のものを、何か新しいものをそんなにたくさんつくるといったようなことはなく、十分に生かしてこの町のPRをできるかと思っております。

さらに余談ながらですけれども、先般富谷町のマーチングフェスティバル、富谷市はエコーズというマーチングバンドを持っております。そのフェスティバルに呼んでいただきました。そうしたときに、そのマーチングバンドのエコーズの練習するところが最近本当に少ない、場所がないということで、宮崎の体育館を使用させていただいたといったようなことで、御礼もあってということで、私呼んでいただいた次第でございます。ですから、そういう意味では、加美町の施設の利用率をアップさせていくことも一つPRしながら、加美町の十分な活性化につながるPRを行っていけば、有効活用になってくるのかなと強く感じております。

今、結論みたいなことになりますけれども、構想としては持っておりますので、前向きに、かなり前向きに検討していきたいことの一つでございます。例えば、陶芸の里ゆ〜らんどと、これもあまり約束事にはまだできませんけれども、旧宮崎中学校の合宿所、研修所があります。

ああいうのも今寝ている状態ですから、起こしてあげれば、そこに泊まってもらって、それぞれ陶芸の里のスポーツ公園でという活用もできるのかなと考えているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 繰り返しになりますけれども、スポーツツーリズムは、スポーツ大会、合宿、イベント等への参加や観戦、地域資源とスポーツが融合した観光を楽しむということでありまして、誘客することによって交流人口の拡大、あるいは幅広い関連産業の活性化とか、関連消費の拡大、あるいは地域活性化に大きく寄与するポテンシャルがあると思います。

今、町長の答弁の中に宿泊施設の問題も指摘されました。また、やはり誘客する際には昨日11番議員も質問しておりましたけれども、施設の整備、迎えるためにはしっかりと設備をちゃんとして誘客していくことが基本だろうと思いますので、その施設の整備もきちんとやっていかなければならないと思っています。

それから、スポーツツーリズムを進めていく上で非常に大事なことがあります。それは、持続的にスポーツによるまちづくりを発展させていくためには、そのための司令塔、結局地域スポーツコミッション、地域ＳＣと言いますけれども、その組織の設立が私は絶対必要不可欠だと思います。

地域ＳＣとは、地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業等が一体となり、スポーツによるまちづくり、地域活性化を推進するネットワーク組織であります。これがないと、なかなか町だけでは進めることができない、そうした私は案件であると思います。ですから、もし取り組むのであれば、地域ＳＣを立ち上げるべきだと思いますけれども、その辺の見解をお伺いしたいと思います。その辺どうなのですか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

地域コミッションということで、いわゆる横断的に、スポーツに関わることだけではなく、観光産業も、また民間も、または学校、大学というお言葉も出ました。ですから、それはもう加美町にかかわらずということでもよいのかなと捉えさせていただいております。非常に魅力的な組織づくりになってくるかなとも思っております。特にこれ、話ちょっとそれるのかもしれませんが、ご紹介させていただきたいのですけれども、先日、中新田高校のカヌー部の報告会に呼んでいただきました。学院大学と福祉大学に進学して、教員になって加美町に戻ってきて、カヌーを教えながら教鞭を取りたいという２人の男の子がおりました。しかしながら私が、大学に行ってカヌー続けるんだねと聞いたら、「学院大にはカヌー部はないのでしばらく休み

ます」と。ということは、逆にこれは大学、在仙の大学を中心にコミットメントしていくことによって、カヌー部の創設、愛好会でもいいからつくらせることによって、大学生も呼べるのかななどと感じたときに、今大学という言葉も出てきてますので、いずれにしましてもそういう広い意味でトータルのにやって、一スポーツだけに限らず、加美町の一つのまちづくりの中核になればすてきかなとは思っておるのですけれども、それだけの今度は人材、コネクションであつたりとか、それを統御できる方といったものが重要になってくるのかなと今強く感じながら、お話を聞かせていただいていた次第でございます。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 地域ＳＣの主な取組ということですが、地域外から参加者を呼び込む地域スポーツ大会とかイベントの開催、あるいは国内外の大規模なスポーツ大会の誘致、プロチームや大学などのスポーツ合宿、キャンプの誘致、最近では地域住民向けの地域スポーツクラブの運営とか、健康増進、地域交流イベントの開催とか、地域企業と連携したイノベーションの創出など取組を拡大させている事例もございます。

それから、この組織ですけれども、東京オリンピックを契機に各地でＳＣが設立されておまして、2017年には56団体だったものが、2022年には159団体まで3倍近く増加しているということであります。

さらにもう一つ、加美町にとっては好条件がございます。それは、久保 博政策アドバイザーであります。久保アドバイザーは、スポーツを通じたまちづくりのプロフェッショナルであります。そうしたアドバイザーの助言をいただきながら、指導いただきながら、こうした地域ＳＣを立ち上げて、本格的にスポーツツーリズムに取り込んでいくということが私の希望でありますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） 久保アドバイザーともいろいろとそういう観点でお話をいただくことが多くあります。先般も久保アドバイザーが、やはり顧問かな、相談役、ちょっと向こうでの正確な肩書は分かりませんが、事を担っています徳島県で開かれました生涯スポーツに関わるシンポジウム、これに生涯学習課の齊藤補佐が行ってくれていて、様々報告はいただいているのですが、そこにおきましても久保アドバイザーが中核となって開いてございます。

先ほどお話しいただいたように、恐らくそういう地域ＳＣ、地域コミッションというものを立ち上げていく場合は、様々な人と人との人脈、またはそれを統御するような方法論が必要になってくるかと思っておりますので、またアドバイザーともお話しさせていただく、そのよう

なコメントをいただくような機会を、お話しさせていただければと今思っております。感じております。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） それから、町としてこの取組について留意しなくてはならないことをお話ししますと、これまで加美町では、スポーツ関係の部課は、生涯学習課とか教育部局だったわけです。そうしたことなく、スポーツ部局、あるいは観光部局、保健福祉部局、そういった縦割りの既存の中で行うのではなくて、地方創生まちづくりという観点から横串を入れて取り組むことが重要だというように、私が調べた中でそういった記載がございました。そのことも留意してほしいと思うのですけれども、その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（早坂忠幸君） 副町長。

○副町長（千葉 伸君） 副町長でございます。

私も、前職であまりスポーツに関わることはなくて、この町に来ていろんなイベント、パークゴルフであり、カヌーであり、あとは住民の運動会であり、例えば先日は長靴飛ばしとかという、レクリエーションのほうまで、いろいろ体を動かすことがすごく楽しい分野で、米木議員が冒頭、心身ともにということで、笑いの中にも、こういうことも例えば健康につながるのだなというような思いで、今日の議論を聞いておりました。

それで、いろいろ町の中でもスポーツであるとか観光、それからいろんな生涯学習も含めた、統括するような組織があれば素晴らしいと思いますが、大学も絡めて多岐にわたると思いますので、いろいろ検討して、スポーツのみならず、加美町全体がスポーツフィールドとなるような仕組みを考えていかなければならないと感じております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） ただいま副町長からは、非常にいいお話をお伺いしました。ぜひ今言ったようなことをやっていただきたいと思います。

それから、先ほど町長も触れましたけれども、やっぱり地域ＳＣの中で一番の課題は人材の不足だと思います。なかなか地方では専門的な知識、技術を持つ人材が少ないというのも現実でございます。そうした人材をいかに確保するかということと、それから財源の問題もございます。こうした財政状況の中で、果たしてどれだけの財源がそうした組織に投入できるのかというようなこともあると思いますけれども、その辺の課題も何とかクリアしていただいて、ぜひ組織の立ち上げをしていただきたいと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか、町長。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

人材に関しましては、加美町は2万1,000人の小さな町ですけれども、私探せば意外ともっともっとたくさんの方がいらっしゃるのではないかと実は思っております。今お話聞いておりますと、職員の中にも大変バスケットに秀でたキャリアを持つ職員もいらっしゃいます。ですから、少しずつ、まずこの町内でそういう方がいないのかといったようなことを探していくということも、指導者になっていただけるかどうかはまた別な問題として、ちょっとでもアドバイスいただければと思いますので、そういうところからも考えていければなと今思いました。そのようなところでよろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 米木正二君。

○15番（米木正二君） 最後に、私長年夢を抱いておりました。そのことをちょっとご披露したいと思いますけれども、私もこれまでスポーツに大分関わってきました。その中で特に陸上競技は大好きでして、箱根駅伝、実業団駅伝、正月はテレビにかじりつきであります。そうしたこと、陸上競技場を使って、例えば箱根駅伝に出るような、早稲田大学とか、駒澤大学とか、そういう大学の誘致をして、陸上競技場を使ってもら。そして、宮崎のあまり車が通らない道路を整備して、ロードに適用できるような整備をしていく、そのことによってスポーツ合宿ができるのではないかと。そして、話題にもなると思うのです。箱根駅伝に出るような、実業団駅伝に出るような、そうしたチームが加美町で合宿しているというようなことになれば、町民も非常に盛り上がるのではないかと、町も盛り上がるのではないかと考えています。

実業団駅伝では、加美町出身の方が花王という実業団チームに所属して、毎回出ています。活躍しています。宮崎の方ですけれども、そういった方がいますし、また高校駅伝ではかつて5,000メートル日本記録を打ち立てた選手もいました。そういったことで、陸上競技にはある程度名の通った方も輩出していますし、さらには陸上競技協会という協会もあって、非常に活発に活動している団体もごございます。

そうしたこと、かつてはやくらい高原マラソン大会も行われていたわけですが、それもなくなってしまったということなのですね。それはいろいろ要因があると思いますけれども、そういった大会を復活していくとか、そういったことも視野に入れながら、このスポーツツーリズムに取り組んでいただければ、もっともっと町が盛り上がるのではないかと思いますけれども、最後に町長のこのことへの思いというものをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君）　ありがとうございます。

まず、もろもろの思いとしましては、私としてはとにかく、まず来ていただける、これはこの議会中でもどこかでお話というか、答えさせていただいておりますけれども、加美町の少子高齢化、いわゆる人口減少に歯止めをかけていくための最初的手段として、やはり来ていただく方、交流人口を増やしていくということは非常に重要かと思っております。ですので、中新田の商店街の活性化といったようなことも語らせていただいておりますけれども、繰り返しですが、加美町は非常にスポーツ施設だけを取っても素晴らしいものがあるわけですが、そのPRがこれまで少し足りなかったのではないかとといったことと、あと全てのものが何か点々と独立しているような感じがします。それをやはり線にして、そして面にしていくだけでも、全然私は来ていただける方、スポーツを中心に、違ってくるのかなと思っております。

特に宮崎のグラウンド、陸上競技場、これはやはり最大限に活用していかなければ、逆にもったいないわけです。ですから、今議員からいただいたような、箱根駅伝に出るような大学の誘致といったようなことだって、一つ、これは目標として掲げていいことではないのかなと思っております。私の個人的なことを言いますと、一番箱根に出そうなところでは、東洋大学が一番コネが、あるというほどまではないですけれども、何とかつなげることはできるかななんて今頭の中で思っていたところですが、いずれにしても、今後大切なことは、とにかく施設群を腐らせずに、逆にPRしていかなければいけないことかと強く思っておりますので、そのための仕掛けづくりということも含めまして、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。今日のことも含めまして、久保アドバイザーにもまた相談してみたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君）　米木正二君。

○15番（米木正二君）　やめようと思いましたが、今町長の話聞いて、ちょっと思い出したことがあります。青山学院大学は長野県妙高市で合宿をやっています。そうすることで、青山学院大学のユニホームに妙高市が入っています。そのことで、非常にテレビにも映りますし、ネームバリューももともとあるところですが、そういったことの実例もございます。ぜひ何々大学、東洋大学、加美町という、ここに入ったら、非常に子どもたちも夢が広がるのではないのでしょうか。そういうことも期待しながら、今日の質問を終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君）　以上をもちまして、15番米木正二君の一般質問は終了いたしました。

これをもちまして、本職に通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。15時10分まで。

午後 2 時 5 1 分 休憩

午後 3 時 1 0 分 再開

○議長（早坂忠幸君） 休憩を閉じ、再開いたします。

日程第 3 報告第 1 4 号 専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

○議長（早坂忠幸君） 日程第 3、報告第14号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）報告を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 報告第14号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）ご説明申し上げます。

本案件は、令和 6 年 7 月 23 日午後 5 時 30 分頃、加美町字新小路 75 番地 2 地内の町道において、ひと・しごと推進課会計年度任用職員が公用車を運転中、町道から国道 347 号に進入しようとした際に、対向車両を避けようとして道路標識に車体が接触し、標識に損傷を与えたことに対し、過失割合が町 100%、相手方 0 % として賠償額が決定したものであります。

そこで、地方自治法第 180 条第 1 項の規定による町長専決処分指定事項において、法律上、町の義務に属する交通事故による損害賠償については、30 万円を超えない範囲においてその額を定めること、及びこれに伴う和解に関することに当たることから、今回専決処分をしたものであります。

以上、専決処分した事件の報告といたします。

○議長（早坂忠幸君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これにて報告第 14 号専決処分した事件の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）を終了いたします。

日程第 4 議案第 6 8 号 加美町上下水道運営審議会条例の制定について

○議長（早坂忠幸君） 日程第 4、議案第 68 号加美町上下水道運営審議会条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第68号加美町上下水道運営審議会条例の制定についてご説明申し上げます。

今回の条例制定につきましては、これまで水道事業及び下水道事業の管理運営について、加美町水道運営審議会と加美町下水道運営委員会それぞれで調査及び審議しておりましたが、上下水道事業を一体的に調査、審議することが効果的、効率的であることから、加美町水道運営審議会及び加美町下水道運営委員会を廃止し、新たに加美町上下水道事業運営審議会を設置するものです。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号加美町上下水道運営審議会条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第68号加美町上下水道運営審議会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 加美町表彰条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第5、議案第69号加美町表彰条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第69号加美町表彰条例の一部改正についてご説明申し上げます。

町は、11月に加美町表彰式を、年明け2月に加美町文化及びスポーツの表彰式を開催してまいりましたが、時代の変化とともに出席者の減少や表彰の範囲が拡大するなど、それぞれが課題を抱えております。また、新年祝賀会についても参加者の減少などが課題となっております。

これらの状況を踏まえ、表彰基準の見直しを図るほか、表彰式と新年祝賀会の同日開催に向けて準備を進めているところでございます。

本案件は、加美町文化及びスポーツの表彰の基準を見直し、加美町表彰に整理、統合するため、表彰条例の一部を改正する内容となっております。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第69号加美町表彰条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第69号加美町表彰条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 加美町立学校の設置に関する条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第6、議案第70号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第70号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

小野田地区の小学校の再編につきましては、令和6年2月に統合検討委員会から報告のあった答申書に基づき、東小野田小学校、西小野田小学校、鹿原小学校の3校を統合し、東小野田小学校の位置に新たな小学校の開校を目指しております。

教育委員会では、令和8年4月の統合小学校開校に向けて、加美町立小野田地区小学校統合準備委員会を組織し、様々な事項を検討し、開校に向けて準備を進めております。新しい小学校の校名についても同委員会において検討され、名称を小野田小学校とすることが報告され、教育委員会及び総合教育会議において承認されました。

本案件は、令和8年4月に開校する小野田地区の新しい小学校の位置と名称を定めるため、

加美町立学校の設置に関する条例の一部を改正するものです。

なお、議案資料として新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正についての採決を行います。お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第70号加美町立学校の設置に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）

○議長（早坂忠幸君） 日程第7、議案第71号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第71号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）についてご説明申し上げます。

本案件は、町が所有する6つの集会場の指定管理者として、施設が所在する行政区を令和7年4月1日から令和17年3月31日まで10年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これらの施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き施設が所在する行政区を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第71号公の施設の指定管理者の指定について（加美町集会所）は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）

○議長（早坂忠幸君） 日程第8、議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）についてご説明申し上げます。

本案件は、町が所有する4つの老人憩いの家の指定管理者として、施設が所在する行政区を令和7年4月1日から令和17年3月31日まで10年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

これらの施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き施設が所在する行政区を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第72号公の施設の指定管理者の指定について（加美町老人憩いの家）は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化
研修施設）

○議長（早坂忠幸君） 日程第9、議案第73号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第73号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）についてご説明申し上げます。

本案件は、町が所有する5つの産業活性化施設の指定管理者として、施設が所在する行政区を令和7年4月1日から令和17年3月31日まで10年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

これらの施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き施設が所在する行政区を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）
の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第73号公の施設の指定管理者の指定について（加美町産業活性化研修施設）は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）

○議長（早坂忠幸君） 日程第10、議案第74号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第74号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町旭地区地域づくりセンターの指定管理者として、宮崎西部地区コミュニティ推進協議会を、令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き同地区コミュニティ推進協議会を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。
これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第74号公の施設の指定管理者の指定について（加美町旭地区地域づくりセンター）は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第75号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）

日程第12 議案第76号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）

日程第13 議案第77号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）

日程第14 議案第78号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）

○議長（早坂忠幸君） お諮りいたします。日程第11、議案第75号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）、日程第12、議案第76号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）、日程第13、議案第77号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）、日程第14、議案第78号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）、以上4件はいずれも各地区公民館の指定管理者の指定に関することなので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、日程第11、議案第75号から日程第14、議案第78号までを一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第75号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民

館）から、議案第78号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）までにつきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案件は、加美町広原地区公民館の指定管理者として広原地区コミュニティ推進協議会を、加美町鳴瀬地区公民館の指定管理者として鳴瀬地区コミュニティ推進協議会を、加美町西小野田地区公民館の指定管理者として加美町西部地区コミュニティ推進協議会を、加美町賀美石地区公民館の指定管理者として賀美石地区コミュニティ推進協議会を、それぞれ令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

当該4地区の公民館につきましては、中新田及び宮崎地区は平成22年4月から、小野田地区は平成23年4月から指定管理者制度を導入しました。地区公民館は地域住民の生活に即した地域活動の拠点であり、各地区のコミュニティ推進協議会が指定管理者として管理運営を担っていただいているところです。

当該施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続きそれぞれの地区コミュニティ推進協議会を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） お尋ねいたします。

先ほどの第74号もそうだったのですが、代表者、それぞれ地区コミュニティ推進協議会の会長になっております。職員配置計画を見ますと、館長1名、非常勤、その前のはセンター長でしたけれども、この館長並びにセンター長は、コミュニティの会長が就くものなのでしょうか。

さらに、収入の指定管理費が年々増加しているのは、人件費の絡みかと思っておりますけれども、非常勤の館長の分も含まれるものなのか、お尋ねいたします。

○議長（早坂忠幸君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（浅野 仁君） 公民館のところで、私から説明したいと思います。

まず、館長なのですが、それぞれのコミュニティによって違いがあります。会長が館長というか、管理者としてなっているコミュニティもありますし、会長とは別に館長として、管理者としてやっているところもございます。

あと、2点目の年々増加しているということで、館長の分も含まれるかということなのですが、これは館長の分も含んで計算しております。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第75号公の施設の指定管理者の指定について（加美町広原地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第76号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第76号公の施設の指定管理者の指定について（加美町鳴瀬地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第77号公の施設の指定管理者の指定について（加美町西小野田地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第78号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第78号公の施設の指定管理者の指定について（加美町賀美石地区公民館）は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第79号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）

○議長（早坂忠幸君） 日程第15、議案第79号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第79号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町障害者自立支援センターの指定管理者として社会福祉法人大崎誠心会を令和7年4月1日から令和10年3月31日まで、3年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き同大崎誠心会を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て、本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 自立支援センターの概要については目を通してはいるのですが、このセンターの利用者、町内、町外別が分かりましたら、あと年齢別もし分かりましたら、お知らせください。

あわせて、収支計画なのですが、賃借料が361万8,000円あるのですが、これはどこにお支払いしているのか。あともう一点は、修繕料費が30万円ということですが、これは町とセンターとの指定管理の中において、どこまで町が、修繕の範囲ですね、その辺についても併せてお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

1 点目の質問につきましては、町内、町外の利用者の別ということで、すみません、手持ち資料でそこまでは用意しておりませんでした。利用者の定員については40名ということで、就労支援B型が28名、生活介護が12名ということで、その定員に見合う形で日々利用者を調整しているという形でございます。

お支払いする賃借料ということで、これは文房具のプリンター、パソコン関係の機器ですとか、あとは調理用器具のリース物件と聞いております。

あと、修繕料の関係30万円ということで、これはあくまでも小破修繕ということで、小さな修繕は施設で予算化していただいております。また、今年度補正予算でお認めいただいております、ホールの電気の改修工事ですとか、あとは天窓の修繕工事については、町で施設の修繕をするというようなことで予算を認めていただいております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 町内、町外別と年齢的には持ち合わせていないということで、40人をしているということですが、それをちょっとお聞きしたいのですが、この方々がセンターを利用する場合、使用料を支払うのか、使用料といいますか、何ていいますか、ごめんなさい、言葉が分からないな。利用料というのですかね。逆に、ここで仕事をされていると思うのですが、どの程度のお金が支給されているものか。あわせまして、修繕費の関係ですが、これは多分協定書で結んでいるのかな、その辺の小破修繕については、センターのほうで、指定管理のほうで行うということ、それは理解しました。それらについて伺います。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

まず、収入の部ということでございますが、こちら利用者の方の住民税の課税、非課税の状態によるということですので、ほとんどの方が町でサービス費を支給しているというようなことです。町から施設に入るという形になろうかと思えます。

あとは、利用者の方が日々就労していただいた部分で、その方にも個人個人の差がありますが、大体6,000円から1万円ぐらいの幅で毎月支給しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7 番（三浦又英君） 利用者が、多分自転車を利用するとか、あとセンターの車を利用するか

という、多分利用されていると思うのですが、その辺についての保険は大丈夫ですよ。確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

利用者の方、町内から来る方もいますし、あと町外の利用者の方もおりますので、そこは車両の保険できちっと対応させていただいているということでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他質疑ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番、佐々木です。

介護のほうは分かるのですが、障がいとは私全く勉強不足でして、ちょっと教えてください。就労のB型支援、就労継続支援B型、ここに通う方々の年齢構成といいますか、何歳から何歳までという規定があるのかどうか。例えば30歳までとか、40歳までとか、そういう規定があるのかどうか、もしお分かりでしたら。

あともう一つ、今又英議員の質問と同じような質問をしようかと思っていたのですが、就労支援ということで、1か月9,000円とか1万円とか支給されるわけですが、収入の項目の就労支援事業収入と、支出の数字が、就労支援事業の支出が全く同じなんですよ。だから、月に固定したものではなくて、要するに入ったお金をみんなで分配してやっているのかどうか、単純な疑問なのですね。ちょっと教えていただければ、上の数字と下の数字が全く同じなのです。令和7年度も、令和8年度も、令和9年度も。その辺ちょっと単純に疑問を感じたものですから、教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

まず、1点目の就労継続支援型の対象年齢等についてですが、こちらは何歳までというような上限があるわけではありません。ですので、例えば若くしてこの施設に入られた方が、開所当時からいられる方が今現在もおられるという状況でございます。また、施設の利用によっては、町外の施設に行かれているという方もいらっしゃるかと報告を受けております。

すみません、2点目の収入については、少し確認の時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） ありがとうございます。

もう一点、ちょっと確認しておきたいのですが、ここに通われる方、障がいを持った方ということで、障がいを持った方が30歳、40歳、40歳になると介護保険の第2号保険者ということになるわけです。そういった方が、もし介護状態になられた場合も、こういった障害施設に通われるのか、それとは切り離して、今度は介護保険の制度の中で介護保険事業所を使うようになるのか、その辺ちょっと確認させてください。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

この施設はあくまでも就労支援の施設でありまして、その方々がもし介護の状態に陥ったということであれば、障害者施設のグループホームですとか、また加美町にはない施設になりますが、他町村で運営している障害者施設に通うということになろうかと思います。まず、その方が介護状態になるということであれば、まだ加美町にはございませんが、他町村のグループホームに入所が可能かと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第79号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第79号公の施設の指定管理者の指定について（加美町障害者自立支援センター）は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第80号 公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）

○議長（早坂忠幸君） 日程第16、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセン

ター他)についてご説明申し上げます。

本案件は、加美町土づくりセンター及び小野田地区の3つの放牧場の指定管理者として、一般社団法人加美町畜産公社を令和7年4月1日から令和12年3月31日まで5年の期間を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

本施設は、令和7年3月31日で指定期間が満了となることから、公募によらない指定管理者の候補者として、引き続き同加美町畜産公社を指定管理者として指定するに当たり、11月12日の指定管理者選定委員会の審査、選定を経て本議会にご提案させていただくものであります。

なお、議案資料として、当該施設に関する概要を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。3番柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 土づくりセンターについて質問したいと思います。

令和6年度の予算ベースで67施設の指定管理料の総額が4億円を超えました。その中で、加美町土づくりセンターですけれども、来年度から5か年間で指定管理料は、前回同様の1,500万円の見積書が上がっております。このうち、支出の中で、指定管理料を上回る年間400万円から450万円の修繕費が計上されておりますけれども、この修繕費の内訳をちょっと聞かせてください。ちなみに、前回も5年間で1,000万円を超える修繕費が計上されています。よろしくをお願いします。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

土づくりセンターの修繕費の内容でございますけれども、車両の維持管理に要する費用が主な内容となっております。令和5年度の決算などから、その内容についてご説明させていただきますと、土づくりセンターにはアーム車1台、2トンダンプ1台、4トンユニック車1台ございます。この3台につきましては、毎年車検が必要となっております、そのときの車検費用プラス修繕費用で令和5年度に109万円ほど要しております。これら車両につきましては、大分年数もたっておりまして修理も増えております。その車検時の費用以外に167万円ほど、令和5年度にまた修繕費かかっております。それから、土づくりセンターにはホイールローダー2台ございます。このホイールローダーにつきましては、車検ではなくて自主点検というものを毎年受けております。このホイールローダー2台の自主検査費用に53万円ほど要しており

ます。この自主検査とは別に、ホイールローダーの修繕費として33万円ほど要しております。そういった車両の修繕のほかに、機械修理とか、23万円ほどを要しまして、令和5年度で417万円ほど要しています。こういった感じで、平成21年から稼働しておりまして、車両も大分年数がたっているということで、その修繕に要する費用がかかっている状況にあります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） この土づくりセンターの年度ごと見積額を見ますと、私は指定管理料を減額されないために、修繕費で調整してしているとしか思えないのですけれども、その辺ちょっと聞かせてください。

それからもう一点、先ほど地区公民館指定管理料が承認されましたけれども、賀美石地区公民館、ほか5つの地区公民館、鹿原とか旭地区は地域づくりセンターに移行しましたけれども、平成30年度から令和4年度までの5年間で指定管理料1,300万円を返還しております。これは社会教育法の縛りがあって、執行残は返さなければならないということになっておりますけれども、この土づくりセンターの指定管理料は単年度で使い切っているのかどうか、その辺確認したいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

この指定管理料につきましては、使い切っているという形にはなります。土づくりセンターと放牧場、2つの施設を畜産公社で管理しております。土づくりセンターのほうは、令和5年度決算では129万円ほど黒字でございましたが、一方で放牧場のほうがマイナス610万円の赤字ということで、全体としては赤字決算ということでしたが、この2つの施設では赤字決算ということでございましたが、そのほかの利用自粛牧草農地還元事業の業務委託、そういったものもございまして、公社全体としてはプラス決算となっております。結果、プラス決算になったことで、税金などを支払っているということになっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 柳川文俊君。

○3番（柳川文俊君） 黒字決算というのは大変結構なことなのですが、やっぱり黒字になった以上、私は一旦町に返還すべきだと思うのです。

それから、今回の指定管理料については、今後債務負担行為の補正で計上されると思うのですけれども、いま一度、私は収入、支出とも精査されたほうがいいと思うのですけれども、課

長どう思いますか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

今回、畜産公社として指定管理している施設は、土づくりセンターと町営放牧場の2つでございまして、この2つの施設を合算して決算を見るとマイナスということになるわけですが、ただほかの事業でもって何とかその赤字を埋めているということになっておりまして、畜産公社といたしましても、指定管理施設の管理業務以外で収益を上げるという努力も行っております。例えば、畜産農家の草地更新業務を行うとか、そういった公社としての努力というものもあって、何とか維持しているということもありますので、例えば余ったら返すという、指定管理業務以外での収益もありますので、その辺はちょっとなかなか計算が難しいところもあるのかなとは思っております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 私は加美町営放牧場の件について質問します。

単純な質問ですけれども、預託頭数とかは変わらないのでしょうか。ずっと令和7年から見込みで、令和11年度まで料金が全く同じ、昨今の情勢の影響は受けないのだろうかと思いがら見てました。

それから、支出にしても、飼料費も高騰しているかと思うのに、ずっと令和11年度まで同じ、最後だけ違うが、同じような金額になっていますが、こういう状況というのは現実に即しているのかどうかちょっと気になったのですが、どんなものなのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

預託頭数につきましては、肉用牛と乳牛がございます。肉用牛は横ばいもしくは増となったりするわけですが、乳牛が、やはり酪農経営も現在厳しいということで減少傾向にございます。そうした中で、乳用牛の牛舎に肉用牛も管理するなどして、施設を運用しているところでございます。

飼料費につきましては、議員おっしゃるとおり、輸入飼料が依然として高止まり状態という状況にございまして、畜産公社も町営放牧場を管理しておりまして、そちらは自ら草地更新したりなどして、飼料の自給率向上に努めて、何とか努力していくということで、このような飼料費を計上しているところでございます。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 地場産の給食の日は和牛を使ったお肉を出すとかということもかつてあったような気もするんですが、預託牛は、乳牛は減っているけれども、肉牛はまだまだ同じような状態を保って、今後もいけるという見込みでいらっしゃるのでしょうか。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

実際、肉用牛も国内での和牛肉の需要低下に伴って、繁殖農家の子牛の買い控えなどで、依然として子牛市場も低い傾向にございます。

そうした中で、肉牛農家の方々も何とか頑張っている状況にはございますが、今度の国の経済対策などでも、そういう肉の需要拡大に向けていろいろ支援していくということで、需要の高まりを期待したいところでございますが、町内の繁殖農家につきましては、何とかこのまま維持できるであろうということで見込んでおります。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第80号公の施設の指定管理者の指定について（加美町土づくりセンター他）は、原案のとおり可決されました。

日程17 議案第81号 令和6年度加美町一般会計補正予算（第10号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第17、議案第81号令和6年度加美町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第81号令和6年度加美町一般会計補正予算（第10号）についてご説

明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ4,959万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ142億1,759万6,000円とする補正予算と債務負担行為の追加及び地方債の変更を行うものであります。

内容につきましては、移住定住支援策として、ファミリー住ま居る住宅取得補助金の増額のほか、新型コロナウイルス定期接種委託料や認定こども園の統合に関する予算などを追加するものであります。

歳入の主なものについては、国庫支出金として、障害者総合支援事業費補助金177万4,000円増、繰入金として国民健康保険事業特別会計繰入金944万2,000円増、諸収入として、震災復興特別交付税返還金879万9,000円増、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金1,037万9,000円増、町債として県営土地改良事業債1,520万円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費では、ファミリー住ま居る住宅取得補助金1,390万円増、民生費では、障害者自立支援システム改修委託料355万1,000円増、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン定期接種委託料1,300万円増、農林水産業費では、県営土地改良事業負担金1,524万円増、土木費では、下水道事業会計繰出金7,099万4,000円減、教育費では認定こども園統合関連経費107万9,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 7番です。2点お聞きします。

36ページ、旅費17万6,000円、他の項目においても3桁の旅費が補正計上されておりますが、どういう旅費ということで補正されているのか。観光費関係だから課長だと思いますが、お願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。よろしくお願いいたします。

まず、普通旅費の17万6,000円の内訳でございますが、今度の12月20日から23日まで、3泊4日で台湾嘉義市に訪問させていただきます。そちらの訪問に係る旅費の補正でございます。出張者が商工観光課から2名で計算させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 台湾嘉義市ということで、今課長からは観光関係で2名の旅費というこ

とを聞きました。13ページにも普通旅費ということで14万2,000円あるのですよね。あと、それ以外にもあるんですが、今回の嘉義市、台湾訪問については、どういうメンバーの方々と、誰が団長ということになろうかと思いますが、その向こうの日程関係についてお話しください。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

まず、12月20日から23日まで出張するメンバーでございますが、町長、あと教育長、議会からは産経の委員長、あとひと・しごと支援室の課長、商工観光課から2名の6名で出張させていただきたいと思います。団長は、町長という形でよろしく願いいたします。

あと、20日から23日の嘉義市での日程でございます。まず、20日に仙台空港から台北に飛行機で飛ばさせていただきまして、その日のうちに嘉義市に、夜の11時頃になると思いますが、新幹線で移動させていただきたいと思います。次の日の21日の朝から嘉義市長と町長、我々加美町と打合せ、会談を行いたいと思っております。午後からは国際音楽フェスティバルの開会式もありますので、そちらに町長と市長も一緒になって参加、見学させていただくと。あと、夜の部もフェスティバル引き続き続けますので、そちらも嘉義市職員に案内していただく予定になっております。

続きまして、22日でございますが、22日も嘉義市で通訳を準備していただけるということで。それで、市内の観光地、また嘉義市の産業など丸一日案内していただけるという内容になってございます。その日の夜のうちに、また台北に戻りまして、23日の朝一の飛行機で加美町に戻ってくると、仙台空港に戻って加美町に帰ってくると。着がもう夕方になるという予定でございますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 三浦又英君。

○7番（三浦又英君） 大変ご苦労さまでございます。

石山町長が団長ということで、友好都市について熱い思いをして台湾に向かうのではないかと思いますので、その辺の意気込みと、加えまして嘉義市のあちらの方々からも、うちのほうにぜひお越しいただくようにお話をさせていただくとありがたいと思うのですが、それについての思いをお聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） 町長。

○町長（石山敬貴君） ありがとうございます。

今回嘉義市は音楽が非常に盛んということで、前回10月に訪問させていただいたときに、向

こうはマーチングバンドなんですけれども、広原小学校や中新田小学校が非常にブラスバンドが盛んであることをお伝えしたところ、では12月20日から来てみてはいかがかといったようなご招待を受けた次第です。今回、市長にもお会いできるということで、大変お忙しい方の方なんですけれども、面談の時間をいただいたということになります。

それで、今三浦議員からお話しいただいたように、私どもとしましては、4月29日初午にどうかということで、招待状を持っていきたいと考えていたところではございます。そうしますと、3度目行ったり来たりになりますけれども、随分と交流も深まってくるのかなといったようなことを考えておりました。

あと、先ほど阿部課長、言い忘れたようですけれども、久保 博政策アドバイザーも同行していただけることになっております。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。4番味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 17ページ、移住定住促進費でございます。先ほど町長からも説明ちょっとありましたけれども、これまでの実績、そして補助金の対象が地元の工務店を使うとか、地元の材料、そういったことがたしか対象であったかと思っておりますけれども、新築なのか、それとも建て売りを買うことについても対象になるものかどうか、実績と併せてその辺のことを伺います。

それから、29ページの予防接種事業の現状をお願いいたします。接種対象あるいは接種状況をお願いいたします。

それから、もう一点が32ページ、鳥獣解体処理施設整備事業1万4,000円ということで、これは解体処理施設、たしか県の認可がまだ下りなかったというようなことで延びていたかと思うのですが、現在の進捗状況について、まずこの3点お願いします。

○議長（早坂忠幸君） ひと・しごと推進課長。

○ひと・しごと推進課長（橋本幸文君） ひと・しごと推進課長です。ファミリー住ま居るの住宅取得補助金の件について答弁させていただきます。

まず、この事業につきましては、当初予算におきまして2,000万円ほど予算のお認めをいただいたところでございます。これまでに、5月2日から受付を開始いたしまして、28世帯90人の入居予定者の方から申請を受け付けまして予算額に現在到達している状況でございます。受付の終了は7月12日でその予算を全て使うような形になってございまして、それ以降も補助金の対象となる方々から問合せをいただいたものでございました。それで、今回お願いをさせて

いただきたいのが、年内に完成します21世帯分、予算に計上しております1,390万円、こちらの補正増をお願いするものでございました。

これまでの状況といたしまして、28世帯の内訳といたしまして、子育て世帯が20世帯72人、新婚世帯が1世帯2人、新規転入のみの世帯が6世帯13人、Uターン世帯が1世帯3名となっております。

先ほどお話ございました、この補助制度を活用する上で、町内の事業所を活用して施行していただきますと10万円をさらに加算するという制度を設けてございます。こちらの事業につきましては、平成27年度から実施させていただいておりまして、町内の事業所を活用していただいた、これまでの実績がございます。これまで150世帯に町内の事業所、14事業所を活用していただいております、町内事業所分だけで36億5,700万円投資をしていただいているという状況でございます。よろしくお願いいたします。

建て売りの住宅、あと中古の物件、そういったものも対象になります。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

27ページのワクチン接種、予防接種の状況でございますが、失礼しました。29ページでございます。予防接種の補正予算についてでございますが、こちらはコロナワクチンの予防接種の委託料ということでございまして、対象年齢が65歳以上の方を対象に、現在は8,300名ほど対象者がおりますので、そちらの方にご案内を差し上げているというような状況でございます。申込みの方法については、保健福祉課に専用の申込用紙がありますので、希望者の方はその用紙を取りに来ていただくというような状況になってございます。

また、ワクチン接種につきましては、1万7,000円ほどの費用負担が発生するのですが、そのうち、町からは1万3,000円の助成をさせていただくというような形で、この歳出予算に計上させていただいている状況でございます。

また、今回補正予算ということで1,300万円ほど補正させていただいているのですが、補正前が3,200名ほどの対象者の方を見込んでいたのですけれども、1,000名ほど追加させていただいて、今回の補正額になってございます。

また、現在の接種状況ですけれども、約3%ほどということで250名ほど接種を終えているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

鳥獣解体処理施設の手続の関係でございますけれども、下水道用地からの変更関係につきましては、いろいろ県から指導を受けまして、手続をしておるところでございますけれども、その辺は完了する見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） 予防接種に関しまして、申込み方法、先ほど保健福祉課に取りに来てもらうということでしたが、以前、コロナ禍ではネットでの予約、それは接種に関する予約だったかと思えますけれども、電話でのお申込みとか、そういったことはどうなのでしょう。高齢者に対する対応というところ、町でどのように考えておられるのか。

それから、鳥獣解体処理施設なのですけれども、県のほうは大丈夫だということで今答弁いただいたのですが、現在の進捗状況はどのようになっているのか。建築確認申請手数料ということで1万4,000円上がっておりますけれども、今どの程度進んでいるのか。

それから、ちょっと別なことなのですけれども、予算書の19ページでマイナンバーカードについて載っているのですが、この後出てくるのかどうかあれなんですけれども、保険証が今度12月2日からということで、マイナンバーカードの現在の登録状況、それから保険証として登録する場合の手続について、あと現在の保険証はどうなるのか、ネットを見ればすぐ分かることなんですけれども、そういう環境にない方のために一応確認させていただきたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

手続につきましては、これは届出制となっておりますので、きちんと書類が整えば、受理されるという流れでございまして、実際、現在現場につきましては、造成工事をしております。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

予算書19ページ、マイナンバーカードの保険証の件で質問がありました。現在、マイナンバーカードの登録件数でございますが、10月末現在で町内83.71%、申請件数ですが、1万7,937、約1万8,000の申請件数がございます。ただ、実際に保有している方、加美町の場合ですと1万6,246、75.8%ということになってございます。

あと、マイナンバーカードのひもづけの関係でございますが、基本的にはご自身でマイナポータルだったりとか、お医者さんに行ってとかでひもづけできるのですけれども、町でも支援サポートということで、窓口にお越しになった方の手続はやってございます。特に報道されてから、11月末から、あと12月になってから、かなり窓口にもひもづけの関係で問合せや、実際にひもづけに来られた方、あとそのきっかけにもう一度マイナンバーカードをつくるとか、なくしてしまったとか、そういった件数ももろもろございまして、今窓口は結構その手続等でお越しになっている町民の方がたくさんいらっしゃいます。

○議長（早坂忠幸君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

まず1点目、コロナワクチンの予防接種に関して、先にご説明させていただきます。

先ほど、保健福祉課に助成券というか、予診票を取りに来ていただくというようなご説明をさせていただきましたが、まずは受けられる方が医療機関に予約を入れていただきまして、その上で医療機関にもそういった予診票もご用意しております。

また、保健福祉課及び問合せ先といいますか、各センターでもそういった予診票をご用意させていただいているというような状況でございます。また、町から1万3,000円助成させていただきますので、ご本人負担ということは、その分差し引いて医療機関に支払っていただくというような状況でございます。

次に、2点目でございますが、マイナ保険証の関係での保険証の有効期間等についてですが、まず国民健康保険証につきましては、加美町は10月1日から来年の9月30日までの有効期間で一般証を交付させていただいておりますので、今お持ちの方であれば、9月30日までは有効だというような形になります。

また、10月末現在の数字になりますが、国民健康保険の加入者4,544名おりますけれども、そのうちマイナ保険証にひもづけを終わっている方が2,952名おられます。加入率にしますと、約65%の方がひもづけが終わっているという状況でございます。

また、後期高齢者の加入の状況でございますが、こちらは9月末現在の数字になりますが、4,275名の方が対象者でおられまして、うちマイナ保険証のひもづけが終わっている方が2,409名でございます。加入率にしますと56%ほどというような状況でございます。後期高齢者の加入者につきましては、医療機関での利用率、実際使った方がどれぐらいいるかということも示されておりまして、加美町については約15%の方が、後期高齢の方はマイナ保険証を使っているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 味上庄一郎君。

○4番（味上庄一郎君） ありがとうございます。

そのひもづけなり、手続というのが、町民の方々にどこまで周知しているのか。必ず窓口に行かなきゃないと思っている町民が多くて、多分そうやって混んでいるのだと思いますし、それはそれで、その場で対応してくださるということなので、町民の皆さんは安心していただければと思うのですけれども、1点だけ、国民健康保険あるいは社会保険の別なく、窓口でそういった処理をしていただけるのか。持っているカードはそのまま、表面上は何も変わらないものか、それだけを確認させていただいて終わりたいと思います。

○議長（早坂忠幸君） 町民課長。

○町民課長（伊藤一衛君） 町民課長です。

何も変わりません。マイナンバーカードさえ持って来ていただければ、ひもづけはできます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。8番伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） 最初、3点だけお伺いします。

25ページの児童措置費、子ども・子育て支援事業に112万4,000円ほど計上されていますが、その内容についてお伺いします。

それから、26ページ、先ほど説明もありましたが、鳴瀬児童館の放課後児童健全育成事業費が計上されていますが、この内容について。

それから、30ページの保健衛生施設費、健康増進施設管理事業として計上されています。これはどこのことなのか、どういった内容の事業なのか、お聞かせください。

○議長（早坂忠幸君） こども家庭課長。

○こども家庭課長（鎌田 征君） こども家庭課長でございます。

25ページの、前年度子ども・子育て支援事業交付金の返還金でございますが、町で交付金がございます延長保育でありますとか、放課後児童健全育成事業でありますとか、一時預かりでございますとか、そういったものの前年度の交付金の精算をしまして、こちらの返還が生じたものでございます。国が56万2,000円、県が56万2,000円、合わせてこの額になってございます。

続きまして、26ページの鳴瀬児童館の会計年度任用職員の手当でございますが、鳴瀬児童館で育児休暇に入られる支援員がおりまして、その分中新田児童館、本来中新田児童館の分が減になるはずだったのですが、そちらから1人、今現在鳴瀬児童館3名の支援員で頑張っている状態でございます。こちらの分でございます。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。

ご質問の30ページ、健康増進施設費の140万円がどこの場所かということですが、こちらは
やくらいウォーターパークの修繕費用となっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） ありがとうございます。

ウォーターパークの修繕費、何なのかを併せて教えてください。

それから、33ページの、これとても興味があったので、農地費ですが、集落基盤整備事業補償費が計上されています。結構な金額が補正になっているその理由とか、どこでどんな状況、進捗状況についてお分かりでしたらお知らせください。

それから、畑地化促進事業というのも随分金額が計上されているのですが、これは転作のためなのか、地域はどこなのかとか、その目的等について、ちょっと不案内なので説明いただけたらと思います。

○議長（早坂忠幸君） 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部正志君） 商工観光課長でございます。漏れてしまいました。大変申し訳ございません。

この140万円の中身でございますが、ウォーターパーク内の非常照明の設備の修繕工事になりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） 農林課長。

○農林課長（尾形一浩君） 農林課長でございます。

33ページの集落基盤整備事業の補償補填及び賠償金でございますけれども、この予算につきましては、現在、四日市場宿地区内の鹿島神社線の工事を進めておりまして、その工事を進めるに当たりまして、立木なり建物の物件補償算定をしたところ、建物について、その移築が必要になるということになりまして、その補償費用の分を増額するものでございます。あわせて、別の農道の工事費を減額するものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（我孫子裕二君） 農業振興対策室長でございます。よろしくお願いいたします。

33ページの畑地化促進事業補助金でございますけれども、190万8,000円計上させていただいております。畑地化促進事業補助金につきましては、令和5年度から、畑地化促進事業が開始されまして、昨年度も12月定例会で補正させていただいております。この補助金につきましては、畑地化促進事業補助金となっておりますけれども、畑地化になった圃場の中で、土地改良区で管理されている土地が畑地化になった圃場につきまして、畑地化になったことで、地区除外となった圃場につきまして決済金が発生するということで、今年度全部で81筆で12.5ヘクタール分の圃場が畑地化によって、改良区から地区除外となったことに対する補助金で190万8,000円を補正させていただいております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 伊藤由子さん。

○8番（伊藤由子君） よく分かっていないのですが、畑地化の目的とか全然関係ないのですか。81の圃場が畑地化になるという説明だったかと思うのですが、畑地化の目的とかというのは、何か示されたりしているのでしょうか。なぜ81ある圃場を畑地化にするのかという意味がちょっと理解できないので、教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 農業振興対策室長。

○農業振興対策室長（我孫子裕二君） 農業振興政策室長でございます。

畑地化につきましては、水田を畑地化して、畑作物を本作化して取り組む農業者に対しまして、5年間継続して補助金を交付する事業でございます。その後、5年間経過してから、水田活用交付金の対象の圃場からは外れるということで、畑地化促進事業につきましては、1反歩当たり、10アール当たり、昨年度は野菜とか果樹、花卉につきましては、1反歩当たり17万5,000円の補助金ございました。そのほかに加工業務用の野菜であるとか、振興作物であるとかですと、1年間1反歩当たり3万円の補助金、これが5年間継続して支給されると。今年度から1反歩当たり、同じように野菜とか花卉、果樹、あと飼料作物、牧草とか、大豆、ソバにつきましても、同じ1反歩当たり14万円の交付金が交付されると。こちらにつきましては、1反歩当たり2万円が5年間にわたって支給されて、あとその5年間が終わったら生活の交付金の対象の補助から外れるということになっております。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。12番一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 14ページの女性活躍推進事業委託料の内容をお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

女性活躍推進事業の補正につきましては、今年度開催しております女性マーケット講座の追

加講座といたしまして、女性起業に対する講座を開催したいということで、今回補正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂忠幸君） 一條 寛君。

○12番（一條 寛君） 今年あった事業が好評だったがゆえに、また追加というか、その延長という考え方ですか。

○議長（早坂忠幸君） 企画財政課長。

○企画財政課長（内海 茂君） 企画財政課でございます。

今回、10回のクリエイター講座をやっております、追加の今回の1回ということは、クリエイターを受講された女性の方が起業するための講座ということで、新しく1回追加させていただいております。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第81号令和6年度加美町一般会計補正予算（第10号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第81号令和6年度加美町一般会計補正予算（第10号）は、原案のとおり可決されました。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

先ほど、障害者自立支援センターの指定管理に関しまして、回答を保留させていただいたところにつきまして、ご説明させていただきたいと思っております。

まず、2番議員から、収入と支出の内訳の中で、工賃と就労支援事業収入が同額になっているのではないかというご質問ですが、こちらは作業していただいた利用者の方の工賃と、それに関わる材料費を頂いた収入を、そのまま支出しているということで、同額になっているという予算計上のごようでございます。

次に、7番議員からいただきました、就労利用者の年齢構成と、あと町内外の内訳についてでございますが、就労支援につきましては、合計で29名の方の利用申込みがありまして、そのうち22名の方が町内、あと7名の方が町外になってございます。また、生活支援につきまして

は、現在15名の方がいらっしゃいます。町内の方は10名、町外の方が5名という内訳になってございます。

また、年齢構成についてということでございますが、まず就労支援B型につきましては、20代の方が5名、30代が9名、これは町内の方ということでまず数字をお知らせします。20代が5名、30代が9名、40代が5名、50代が3名ということで、合計しますと22名の方が町内の利用者と。町外の方の7名につきましては、現在年齢構成はちょっと分からないという状況でございます。

生活支援につきましては、10代が1名、20代が2名、30代が3名、40代の方が3名、50代の方が1名ということで、町内の方の利用者の合計が10名ということになります。町外の方は5名ということでございます。

以上でございます。

日程第18 議案第82号 令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第1号)

○議長（早坂忠幸君） 日程第18、議案第82号令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第82号令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ2,056万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ29億2,056万6,000円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、繰入金で一般会計繰入金589万円減、繰越金で2,679万2,000円増などであります。

歳出の主なものについては、総務費で情報システム委託料186万1,000円増、一般会計繰出金944万3,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第82号令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第82号令和6年度加美町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第83号 令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第19、議案第83号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第83号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ70万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ33億1,718万4,000円とする補正予算と債務負担行為の追加を行うものであります。

歳入の主なものについては、繰入金で一般会計繰入金68万1,000円増などであります。

歳出の主なものについては、諸支出金で前年度介護給付費負担金返還金120万8,000円増などのほか、職員人件費の組替えを行い、予備費を減額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。14番佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） 74ページの債務負担行為でありますけれども、このコーディネーターとケアマネジャーとの違い、業務関係での違いは何ですか。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 地域包括支援センター所長です。

生活支援コーディネーターというのは、現在も社協に委託しております。業務としては、今高齢化が進んで、独り住まいの世帯や高齢者夫婦の世帯が増えているので、医療や介護サービス以外にも、在宅生活を送る上ではサポートを必要とする世帯が増えてきてきております。それで、地域資源の把握やネットワーク化や、ボランティア等の生活支援の担い手の養成、新た

な地域資源の発掘、サービス化や開発等を担ってもらうのが生活支援コーディネーターで、ケアマネジャーというのは、介護サービスの計画を作成する方ですので、ケアマネジャーと業務の内容は違います。

以上です。

○議長（早坂忠幸君） 佐藤善一君。

○14番（佐藤善一君） それでは、資格条件としてはどんなものがあるものか。

○議長（早坂忠幸君） 地域包括支援センター所長。

○地域包括支援センター所長（川熊裕二君） 特別な資格は必要なくて、研修を受けてもらって、やっつけていただいているところでございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。2番佐々木弘毅君。

○2番（佐々木弘毅君） 2番佐々木です。ちょっと教えてください。

昨日、私一般質問で課長から答弁いただいた内容で、基金が幾らありますかと聞いたときに、1億4,000万円ということでの数字が回答ありました。その1億4,000万円の数字というのは、一体どこにあるのか。

もう一つは、毎年基金としての繰入金というのはおおよそどのくらいの額があつて、この中でこういったところに数字が出てくるのか、もしあれば教えてください。

○議長（早坂忠幸君） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。
保健福祉課長。

○保健福祉課長（森田和紀君） 保健福祉課長でございます。

ただいまの介護保険の基金の内訳表示についてということでございますが、補正予算の中には、基金の数字の表示はありません。決算書の基金の内訳という項目があるのですが、その中で基金の動き、その年度中の動きが分かるというような形になります。期首、期中の動き、あと期末残高という形で表示がされております。

また、年間どれぐらいの基金を積立てするのかというところでございますが、まず予定としては、基金の利子は毎年各基金へ積立てするというようになっておりますので、まず基金の利子は積立てをします。あとは、介護保険の中のインセンティブ交付金といいますか、いろんな介護予防ですとか、介護事業の取組によって各市町村に交付される金額があります。そちらの交付金が、今600万円から900万円ぐらいの交付額になっているのですが、加美町としてはその交付金を介護保険料の軽減に充てたいということで、毎年この基金に積立てを行っております。ですので、次の交付金の額が決定しましたら、次の補正予算で積立ての予算を計上させて

いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂忠幸君） その他ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第83号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第83号令和6年度加美町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第84号 令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第20、議案第84号令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第84号令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、既定予算に歳入歳出それぞれ72万円を追加し、歳入歳出それぞれ1,072万円とする補正予算であります。

歳入については、繰越金72万円増であります。

歳出については、総務費で介護認定審査会委員報酬71万7,000円増などのほか、予備費を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第84号令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第84号令和6年度加美郡介護認定審査会特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第85号 令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第21、議案第85号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第85号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

今回の補正につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ601万6,000円を増額し、総額を9億9,464万7,000円とする補正予算であります。

収入につきましては、営業外収益で108万7,000円、特別利益で492万9,000円を増額し、支出につきましては、営業費用で404万5,000円、特別損失で42万円、予備費で155万1,000円を増額するものであります。

資本的収入につきましては、他会計出資金7,099万4,000円を減額し、収入総額を6億3,425万8,000円とするものであります。

今回の補正により、当年度分損益勘定留保資金により不足財源補填額を7,099万4,000円増額し、2億5,313万4,000円とするものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第85号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第3号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第85号令和6年度加美町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第86号 令和6年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（早坂忠幸君） 日程第22、議案第86号令和6年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第86号令和6年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、収益的収入及び支出において、それぞれ360万円増額し、総額5億3,390万円とする補正予算であります。

収入につきましては、営業収益に360万円を増額、支出につきましては、営業費用に360万円を増額するものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第86号令和6年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第86号令和6年度加美町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第87号 加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第23、議案第87号加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部

改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（石山敬貴君） 議案第87号加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件は、令和5年6月9日に公布された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化され、従来の健康保険証が新規発行されなくなることに伴い、影響が生じる加美町子ども医療費の助成に関する条例ほか2つの条例の一部改正を行うものです。

改正の概要については、医療機関の窓口で被保険者証または組合証の提示を規定していましたが、資格確認の方法がマイナ保険証や資格確認書などの電子資格確認等によって行われることになるため、規定を改めるものです。

なお、議案資料としては、新旧対照表を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議案第87号加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議案第87号加美町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第3号 加美町議会委員会条例の一部改正について

○議長（早坂忠幸君） 日程第24、議案第3号加美町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明をお願いいたします。木村哲夫君、ご登壇願います。

〔9番 木村哲夫君 登壇〕

○9番（木村哲夫君） それでは、議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

来年3月の町議会議員選挙に向けて、議員定数は現行の17人から15人に削減する条例改正案を本年6月の定例会において全会一致で可決いたしました。議員定数を検討する際、全国町村議長会が発行している「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手引き」という書籍を参考にしておりますが、同書では討議できる人数として、1常任委員会につき、少なくとも七、八人を定数基準としたいと示しております。この考え方を参考にし、議員7人ずつの2常任委員会、これに議長を加えて議員定数15人といたしました。

6月の定例会後、現行の総務建設、教育民生、産業経済の3つの常任委員会をどのように2つに再編するか、議会改革推進協議会幹事会において検討した結果、教育民生は現行のままだと望ましいという意見が多かったため、総務建設と産業経済を統合し、総務産業とする案を取りまとめました。

以上、提案の趣旨をご理解いただき、議員各位の賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（早坂忠幸君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会委員会条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

日程第25 議員派遣の件について

○議長（早坂忠幸君） 日程第25、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第125条の規定により、議員の派遣についての資料のとおりであります。

お諮りいたします。本件についてこのとおり議員を派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第26 閉会中の継続調査について

○議長（早坂忠幸君） 日程第26、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長高橋聡輔君より行財政改革の進捗状況と政策課題について、安全で安心して暮らせる生活基盤の整備について、教育民生常任委員会委員長早坂伊佐雄君より学校教育及び生涯学習の充実について、共生社会の実現に向けた保健医療及び福祉体制の充実について、産業経済常任委員会委員長味上庄一郎君より農林商工及び観光に関する振興策について、議会広報常任委員会委員長伊藤由子さんより議会だよりの編集に関する事項について、議会運営委員会委員長三浦又英君より本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、社会情勢に対応した議会改革、議会活性化等について、放射性汚染廃棄物処理等調査特別委員会委員長三浦英典君より放射性汚染廃棄物等の処理促進に関する事項について、鳴瀬川ダム建設に関する整備調査特別委員会委員長早坂伊佐雄君より鳴瀬川ダム建設に関する事項について、再生可能エネルギー発電事業等に関する調査特別委員会委員長伊藤 淳君より再生可能エネルギー発電事業等に関する事項について、以上8委員会から閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議は全て議了いたしました。

お諮りいたします。本定例会の会期は12月9日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂忠幸君） ご異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして令和6年加美町議会第4回定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5 時 0 7 分 閉会

上記会議の経過は、事務局長青木成義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6 年 1 2 月 6 日

加美町議会議長 早 坂 忠 幸

署 名 議 員 三 浦 英 典

署 名 議 員 沼 田 雄 哉